

第百二十三回 参議院商工委員会會議録第八号

平成四年四月二十三日(木曜日) 午前十時一分開会

委員の異動

四月十六日

山田 健一君

補欠選任 吉田 達男君

四月十七日

山田 健一君

補欠選任 梶原 敬義君

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 政光君
理事 中曾根弘文君
松尾 官平君
福岡 知之君
井上 計君

委員

秋山 肇君
合馬 敬君
倉田 寛之君
斎藤 文夫君
前田 勲男君
山口 光一君
穂山 篤君
梶原 敬義君
吉田 達男君
三木 忠雄君
市川 正一君
古川太三郎君

国務大臣

通商産業大臣 渡部 恒三君

政府委員

経済企画庁調整局審議官 柳沢 勝君
通商産業大臣官房長 内藤 正久君
通商産業大臣官房総務審議官 渡辺 修君
通商産業大臣官房審議官 榎元 宏明君
通商産業省通商政策局長 岡松壯三郎君
通商産業省生活産業局長 堤 富男君
中小企業庁長官 南学 政明君
中小企業庁計画部長 桑原 茂樹君

事務局側 常任委員会専門員

小野 博行君

本日の會議に付した案件
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十六日、肥田美代子君が、また、去る十七日、山田健一君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として吉田達男君及び梶原敬義君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田達男君 昭和四十九年に伝産法が私どもの先達議員によって立法されましたから、通産省はその趣旨を追求、施行して今日まで評価すべき実績を残しておられるようでございます。しかし、今日最も大きい問題は、一口に言えば後継者難でございます。これに対する抜本的な今日の施策をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(堤富男君) お答えいたします。

本件、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正を提案した根拠的な理由というのがやはり後継者難の問題でございます。数字を申し上げると、二十八万人おりました人が二十一万人になり、その中でも三十歳未満の人の割合というのは三〇%から平成二年では六%にまでなるといふことで、おっしゃるような意味での後継者難、特に若手に対する対策というのが必要な時期になってきたと思っております。そういう意味では、今回の改正案全体がこの産業を魅力ある産業にするという観点で若手にさらに参入を促したといたすと

いうことが基本的でございますが、さらに後継者に対する直接的な施策といたしましては、従来から振興計画の中で後継者育成確保のための対策を講じたわけでございますが、今回新たに八条で支援計画というのを盛り込みまして、この計画によりまして常設的な機関をつくり、その中で若者に合ったカリキュラムを講じまして人材育成のための実を上げていきたいというふうに考えておるわけでございます。

特にこの際、メンション、言及したい点でございますが、さらに若手の従業者が修業期間中にいろいろと費用がかかるというようなこともございまして、そういう方々に奨励金を交付するような事業をただいま伝統的工芸品産業振興協会の業務としてできるかどうかということを検討しておりますが、先生の御趣旨もございまして、前向きに検討を行っていきたく思っている次第であります。

○吉田達男君 私のところ、通産省初め指導によって、これは和紙であります。着実に育つ若い後継者」と新聞に珍しく出まして、「自由が大きな魅力」ということでありますが、「労働条件の改善が課題」というようなことでそれぞれ書いてあります。実情は調査しておりますが、要するに雇用形態が、また作業形態も近代化していないということが問題なんです。それが若者が来ないということでもあるんです。

しかし、伝統産業の宿命として、二条の一項は、製造過程の主要部分が手工業的であること、また製造方法が伝統的な技術または技法によることといふことで、それだけ指定されないといふことなんです。ということは、近代化に当たって、省力化とかあるいは機械化というのについて重大な制限があるわけでありまして、それで、近代化すると命ともいふべき伝統産業の指定の根拠がなくなってしまう。これは克服しなければならぬ大きい矛盾であり課題であります。単なる技術以上に親方の職人かたぎというか、事業主が仕事師であります。そのものの持つ職人としてのキャラクターがまた近代化とちよつと違つたものを持つて今日に生きています。またそのことも大事である、こういうことであります。これをどう克服するかについては大変難しい問題だけれども、知恵も要るが金も要る。その最大限の支援措置を願いたいと思うが、こういうような近代化との兼ね合い、またそこが指定にかなうものとしてならば、どういふ支援措置がなされるか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(堤富男君) 先生のおっしゃる点が、この法律のある意味で重要なポイントだったと思ひます。十八年前に先人の皆様方がこの法律をつくったときに、中小企業近代化促進法という法律があるわけですが、そういう近代化という手法にはなじまない、古い、手づくりでやることを伝統として残していくところがポイントだったわけですが、この近代化をしない、しかしこの人たちに對する施策を講じる必要があるということであつたと思ひます。

最近、若い人たちの間でも俗にクラフトブームというふうなことでございまして、機械、設備に面と向かうというのでは本當の生きがいはない、むしろ伝統に根差した手づくりというところに一つの生きがいを見出すというふうな生き方もございまして。数字を見ますと、確かに毎年三千人から四千人減つてゐるわけですが、もう少し細かく見ますと、六千人ぐらゐがやめて三千人ぐらゐ新たに入つてきてゐるといふふうにも見えるわけですが、我々としては、そういう点をねらつていろいろ施策を講じたいと思つてゐるわけでございます。

その施策の具体的内容といつしまして、先ほど申し上げました支援計画、これは後継者育成のためのもを今回新たに新しい計画と起こしまして、公益法人という形で一種の常設的な機関をつくり後継者の育成をする、しかもカリキュラムは基本的には若者を中心としたものにしていきたいといふふうな考へておる次第でございます。これに對する税制あるいは金融上の措置もあわせて講じてまいりたいと思つてゐる次第でございます。

○吉田達男君 伝統的工芸品産業審議会という通産省が設置された審議会があります。これは權威を持つて伝産法を維持しておられるわけでありまして、この中の二十人の委員はそれぞれの道の練達の方であります。ここがこの伝統産業の日本文化における位置づけ等々について權威を持つていらつしやる。そこで、近代化についてこれじゃ指定できない、こういうふうないろいろな意見があ

り得る。當然、審議会ですから意見が出ないのではいけないので、あるんです。その兼ね合いが、今の難しい経済情勢の中で伝統産業といへども近代化しなければならぬということに對して、審査基準というか、その辺について指定の根拠になつておるもの、今言つたこの二条の一項の二とか三の号ですね。手工業とか手工芸とか伝統的な技法でなければならぬとか、こういうところははどういふふうに見直されるのか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(堤富男君) 今までの伝統工芸審議会は、當然のことながら現在の伝産法をベースに考へておるわけでございます。この基準につきまして一つの基準を持つておつたわけでございます。例えば、少ない数という意味でいきますと、十企業以上または三十人以上というふうなことを原則とするということと運用してゐたわけでございます。この考え方は私には大きく変える必要はないと思つておりますが、すべて原則としてという考へ方がございまして。そういう考へ方のもので、この主たる部分ですとかそういう部分についての伝統性について、この法律が伝統的工芸品の伝統技法を維持するという観点がございまして、これについての本質を失わない範囲内であるといふ工夫をしていくということは必要であつたと思つております。

ただ、先生のおっしゃるような意味の近代化といふことで手工業的な部分を放棄して新しい機械をどんどん導入するといふことではなくて、その兼ね合いを十分つけていくということは、今度の新しい改正法の中ではそれなりに考へていく必要があつたと思つております。

特に、今回新しく起こしました伝統的工芸品の技術、技法あるいは製品を活用する計画といふのをつくりましたが、これは、従来伝統工芸品を純粹にそれだけを取り出して振興しようといふ考へ方から、そういうものを使つた新しい製品についてはこれを一つの施策の対象に加えていくといふと、産地自身が活性化をするのではない

か。そういう実が上がるということがいろいろなところの実例としても見られますので、そういうものもあわせて活用していくということと総合的な、複合的な産地形成の形も今回の一つの大きな改正点の重要なポイントだと思つております。

○吉田達男君 それでは、そういうことで近代化していただくわけですが、依然として伝統産業に後継者を雇用するに当たつては困難が続いておると思ひますので、一つ私は提言を申し上げたいんです。

それは、後継者を育てようといつてもまず雇用しなければならぬんですが、雇用してからの問題であります。この入つた人は、職人という言葉は近代的でないかも知れませんが、要するにだんだんと修業をして一人前になつていくのに、今の伝統工芸の修業といふことになれば、三年、五年からなければ製品としていわば世に問うものがレベルに達しない、親方の目でいくと達しない、こういうことに現状がなつておるんですが、その間、利益を十分に生み出せない若い後継職人を抱えて、さほど大きくない伝統工芸の事業主はこれを将来を指して育てなければならぬ。これは経営的にも大変なリスクであります。

また、働いていく若者にとりまして、昔のよいうなマニュアルチャーターのでつち奉公ではありませんが、適切な時間あるいは適切な労賃等々もなければ続かないわけでありまして。その矛盾をどう克服するかについて、今までのこの事業の推進に当たつては事業協同組合等々がなすといふことでそれで指定を受けておりますから、その前提に立つてあります。個人が税金を補助してもらつたといふことは相なりませんが、事業協同組合が認可を受けて、公共的なものとして一つの社会的な存在としての仕事をされながら日本の伝統産業の技術をつないでいく、こういう点に立つならば、ここにおける事業協同組合を通してその後継者に対して労賃等々に相当するものを助成、育成されたらいかか。

したが、一時的な奨励金というよりも、本質は、労賃にかわるもつと継続的な一定の同年代の若者と社会生活をしながら十分やつていけるというブライドを維持するに足りるものをしなければ後継者としては育たないので、そういう制度をひとつ十分検討されて創設願ひたいと思つたのであります。これについて御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるような意味で、若手の後継者を育てる期間が、大変この伝統工芸品の産業は懐妊期間といふんでしよつか、修業期間が長いということがいろいろな意味での問題の原点であらうかと思つております。

そういう意味では、今回支援計画などをつくりまして、その修業期間を少しでも合理的に、徒弟制度でぞうきんがけからというふうな形でなく、現代的なカリキュラムをつくつて少しでも短い期間でいわば実施ができるような形のものをつくつていきたい。統計によりまして、どうも伝統工芸士になる平均期間は大体十五年ぐらゐかかるといふこととございまして、この期間を少しでも短くするといふことがまず大事だと思つております。

それから第二番目に、従来からもその研修につきましては、産地の事業協同組合を通じて後継者育成事業補助金といふことで、最近では七千万円ぐらゐの予算が計上されておりますが、そういうものを使いながら、いわば研修、修業といふものが公的側面もあるのではないかといいました。ただ、これは従来時々開くセミナーのような格好でございまして、今回の新しくつくりました支援計画といふのは、それを常設機関としてもう少し長い期間集中的に育成をするといふことで、その修業期間を少しでも短くしたいと思つてゐる次第でございます。

の研修所を終えてから仕事を始めてなかなかすぐに仕事は自分でできない、しかし賃金はもらいたい、こういう人たちのためにある程度の期間、三年とかそういうオーダの期間だと思えますけれども、その間にわたって奨励的なものを出すと、その案を今考えておるわけでございます。労賃そのものについての援助といえますのは、この法律自身が、伝統工芸品の産業という少くとも市場経済に乗った産業としてベースができてくることを一つの方針としておりますので、余り継続的な補助というのは我々としては避けたらと思つておる点でございます。

○吉田達男君 前進的に御検討をいただきたいと思つておる。このたびの改正案には、手づくりカレッジあるいは地域手づくりカレッジとか、こういう新しい芽がございます。これは大いに期待をするものでありますが、伝統産業の指定を受けているものを確認されるのだと思つて、まだその指定を受けていないものが実は幾つもある、格はあるんだけれども、さっきの指定基準に適合しないためにだんだんと衰微してしまう。ただ、地域として日本の産業文化史としてぜひ保存したいという気持ちもあり、またそれにこたえる使命もある、こういう状況であろうと私は今日を見ておるのであります。この未指定の方々も積極的にこのカレッジやカレッジに参入、参画できるような施策をとられるような準備はどうなつておるか。

また、未指定の方々がそういうことを通してさらに適合を受けて指定をされた伝産法の恩恵を受けられるようにするために、伝産法の方も歩み寄つていただきたいと思います。基準において一部見直される業種等もございまして、何うところは、例えば江戸以前とか、団地化の集積度の集密度といふ点で、これもやっぱり問題になるかと、人数だけでなくいろいろ条件がございます、こういう点についてもまた歩みと寄りが見られるような形でこの運用を願ひ、新しい制度に進んでほしいと思つておる、これについては、どうい

うお考えをございませうか。

○政府委員(堤富男君) まず、手づくりカレッジ、カレッジについての問題から申し上げたいと思つておる。

手づくりカレッジ、今度の支援計画に基づいてつくられる研修所をどういふような言い方をしておるわけでございます。それからカレッジと申しますのは、伝統工芸品の販売、それから実際にそれをやっているところを見せる工房的なもの、さらに自分でそれをつくるという体験が出来るもの、さらにそれが観光施設としての意味もあるというふうなものを手づくりカレッジという言葉で申し上げておるわけですが、これはいづれにいたしましてもかなり費用もかかる、割合プロジェクトとしてそれはそれ相当地に大きいものでございますので、恐らくこれを実施する方々といふのは、現在伝統工芸品としての指定を受けている産地がまずやるということにならうと思つておる。カレッジの方も年に数件、カレッジはとりあえず年に一件ぐらいを今考えておりますが、大きな産地から始まるのではないかと今思つておる。また、実際を見ても、大きな産地がやる時にその周りにあります県の指定産品あるいは指定されていなければならない伝統工芸品的な味を持ったものを一緒に巻き込んでやるというふうな格好での計画を幾つか私達も目にしておりまして、実際のやる過程では指定されておらないものもカレッジ、カレッジの中に巻き込まれて実施されるという可能性は十分あるというふうに考えておる。

それから、第二の御質問でございます指定要件の問題でございます。確かに、伝統のあるところをおおむね百年を一つのめどとする、あるいは先ほど申し上げました三十人以上の従業員または十企業以上の産地、これは十八年前にこの法案を議員立法でつくりになりましたときにそういう考え方でありました。このときを踏襲していただいているわけですが、いづれにしても、運用

上は原則としてという言葉が入つておるわけでございます。そういう原則としてというところを業種に定めておるという指定の要件の弾力的運用ということはおおむね思つておるわけでございます。

それから、現在、伝統工芸品産業振興法として指定されているものを振興するわけではございませんで、果敢階では県としての施策が指定地以外のものについては行われておるに、また伝統工芸品振興協会の事業の中では、我々の言葉で小規模産地という言葉を使っておりますが、指定以外のそういう産地につきましては、奨励金の交付ですとか、展示会への一緒の参加ですとか、そういうことは実際上やつておる次第でございます。

○吉田達男君 今のカレッジの施設費あるいは伝統産業会館の以前からあります建設費等要項を見まして、山が四千万円あるは五千万円、これに地元負担等々があるために全体の計画の国費は三分の一あるは四分の一にとどまっておるわけでございます。一、二というものは、今の時期で伝統産業という一つの大きい流れを展示して、建物だけじゃなくて、そこに道具も要するし、工程の説明も要するし、宣伝すれば印刷費も要するし、什器・備品も要するし、私はこの金額は、よその省がやつておるいろいろな施設に比すれば、四千万、五千万というのはまさに小さい金額だと思わざるを得ないんです。ちよつとした箱物、まあ民家のちよつと大きいぐらいのものでしかなさぬ。これでは、意志を持って意欲的な普及を展開していくということが十分に果たされないとはいへないかと思ふんです。

これについては、また維持についても指定してある伝産組合等の力をもつてしなければ運営できないということもございまして、それを維持して、指定を受けている組合でもさほど強いわけじゃないんであります。このランニングする費用でも大変であります。せつかくはつてくれ

ば、魂を入れて生かさなければならぬわけでありまして、この点について、建設費、運営費についてはお積極的に私は対応をされるべきだと思つておる。現状に照らしてこの金額は低いと思つておる。また、これを生かさすと思つておる。また、維持費が要するんじゃないか。その辺の御見解を聞かせていただきたいと思つておる。

○政府委員(堤富男君) 例えば、支援計画でつくりますカレッジにつきましては、五千万円の予算を計上しております。四分の一補助ということでございますから施設の金額としては二億円、それから運転資金といたしましては一千万円を、三分の一補助ということですから三千万円というイメージでございます。

二億円の建物ということがどのくらいものか、今伝産会館等をつくつておりましたが、あれが大體一億二千万ぐらいのものを想定しての予算規模になっておるんですが、それなりに伝産会館としては機能しているのではないかと今思つておる。今回は、消費者の交流ですとか、さらに常設機関としての研修施設ということも考えまして、二億円ぐらいのものを想定しておるわけでございます。

それから、四分の一補助ということのほかに加えて、これは当然のことながら中小企業事業団の高度化融資の対象となるわけでございます。恐らく八億円ぐらいの範囲内で金利ゼロのお金もあわせて活用してございまして、そういうふうなことが我々の想定したところでございます。

確かに、これ以上多ければ多いほどいいという考え方もあるんですが、限られた予算の中で有効にかつこの施策の目的の実を上げてまいりたいと思つておる次第であります。

○吉田達男君 省によりまして事業部というか、事業省というところは特に形にあらわされる

予算の使い方をされます。政策省でありますから箱物をつくるのが仕事というわけじゃありませんけれども、やっぱりそれは必要なものは必要としてされるべきだと思つておられます。本場にこの国費の負担の三分の一にしても四分の一にしても、この比率はもっと改善されるべきだと私は思つておられます。金額もふやすべきだと思つておられます。中小企業の予算の比率が少ないことはいろんな機会に言われますし、通産省も大きい社会的な認知を受けておる主要省であり、あるいは主要閣僚であるわけでありまして、それにしても予算が少な

ない。その予算の中を見ると、例えば融資事業というのがかなりの予算が計上されておいて、これは帳面づらは通つて予算は膨れているけれども、後で借り手が返すというものですから、事業部の方の予算の使い方については中身としては本当に受け取つてやつたという事業になりにくい。それはそれなりに意義はあることであります。この会館を建ててあるのはカレッジを建ててやると、こういう方針を立てたからには、これはもっと積極的に箱物であつても趣旨を全うするぐらゐのものはぜひ持つていただきたい。これは、御判断は大

臣になると思つておられます。意気込みとしては私は十分持つていただきたいと思つておられます。続いて、質問をちよつと変えますが、この伝統産業でつくつたものを売つていくという作業についてであります。

今は、お客さんのニーズというものがあればそれにこたえて生産して経済の歯車が回る、こういう仕掛けであります。えてして職人というものは腕の方は立つけれども、物を売るといふ方は、天は二物を与えずという片面がありまして、値切つたりされるときはつけられたと怒つてしまふぐらゐなもので、なかなかならないんです。この需要喚起についてどうなのか、需要をどう促進していくか。また、一こく者の職人のおやじは、おれのつくつたものがいんだ、先代の名人の親

方がつくつたものを受け継ぐのがいいんだということがかなり固定的になつておられます。

ところが、ニーズは変わつてまいります。例えば、このいすは、材質が五千円で手間代が五千円かかつたと、だから一万円が原価だけれども、このデザインだから五万円でも売れる、このデザインだから千円でも売れないというふうなものであります。物が、ということとは、伝統産業といえども近代の経済生活にフィットするものをつくり出していかなきやならぬ。こういう点について、デザインはどうか、需要拡大はどうか、こういう点にどういふふうな施策をもつて取り組まれようとしておるか、その辺についてお伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(堤勇男) 需要拡大につきましては、今後の伝統工芸品産業の将来を占う意味でも大変重要な施策だと思つておられます。もちろん、従来から振興計画の中で需要開拓等に対する補助事業というのをやつていたわけでございますが、従来の施策が、物をつくる人にだけ注目した製造業者の組合に対する施策という点がポイントだつたわけでございます。それに対して今回は、共同振興計画というふうな形で、販売事業者との提携とか販売事業者組合との共同事業についても少し意を用いる必要があるのではないかと、このこと、新たに一つの計画を起こしまして共同振興計画ということで、販売事業者の持つております販売上のノウハウですとか販路ですとか、そういうものの知恵をさらにこれに導入していく必要があるのではないかと、このこと、共同振興計画というのをつくらせていただいたのが第一点でございます。

それから第二点の、従来の伝統工芸品にだけこだわつていたのでは産地全体としてうまくいかないのではないかと、最近の新しいデザイン、そういうものについても産業として配慮をしていくべきではないかということ、伝統工芸品の活用計画とつくりましたのは、その伝統工芸品を使って現代にマッチした商品をつくつてそれを販売する

と。これはもちろん、例えば従来のつくつていたものと違つた商品をつくつていただくという新商品というところにウェイトを置いた施策でございます。これを通じての活性化というのも今回の施策の中心でございます。

簡単に申し上げますと、従来が、メーカーに注目し、かつ伝統工芸品にだけ注目した純粹培養型というんでしようか施策だつたものを、さらにメーカーだけでなく販売事業者、そういう人たちとの提携、あるいは現代産業との提携、消費者との交流、そういうふうな横に広げていくべきではないか。さらに、伝統工芸品だけではなくて、伝統工芸品を活用した商品まで活用していくという、そういう面の商品での広がりも含めて、簡単に申し上げますと、純粹型からやや複合型、総合型の施策になつたという点がポイントになつておるわけでございます。

○吉田達男君 それでは、伝産法について大臣の所見をお伺いしたいと思います。

こうして努力して伝統産業の振興を通産省は図つており、また業者も我々もそれを成功させようとしておりますけれども、期待すべくしてこの生産高というものは近代産業の中にあつて大変に伸びるというわけにはいかない、自動車や弱電のような経済の主流になるということはあり得ない産業でございます。しかし一方で、日本民族のこの産業文化とか技術、こういうものを現在にたが、生かしてきて、そして将来にまた展開させよう、こういう意味での伝統産業の意義というものはまた見直されて十分深いものがあると思つておられます。今、伝統産業法の改正を上げられた大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 今いろいろ政府委員から御説明を申し上げましたが、一言で申し上げますと、私は、私とわなな、美しき、とうとう、価値あるものを守り保ちながら、また未来に向かつて、このとわなな、美しき、価値あるものを創造していく、これが伝産法の改正に当たつての私の基本的な哲学であります。

今、先生からいろいろ御指摘がありましたように、消費者のニーズが常に変わつてきておりますから、そういう中で古いものをなかなか経済的に活力を持つて販売や製造を伸ばしていくことは容易ではありません。しかし、だからといって、新しいものにかわつてきて古いものがなくなつてしまつてよいのかといへば、決してそういうものではないと、正倉院で使つておる漆、今のよ

うな近代科学が研究しておるよりも接着剤としてはるかに価値があるというふうな話も聞いておりますけれども、私ごとを申し上げて恐縮ですが、私のところは漆器の産地でありまして、かつては、戦後いわゆるベークライト漆器というものが安くて簡単に大量販売というものが風靡した時代がありましたが、今経済が落ちついてまいりまして本物志向と。やっぱり木地に本物の漆を時間をかけて塗つたものが価値あるものとして喜ばれるというふうな風潮も出てきております。

しかし、なかなかこれは人というものを考えますと、今日の若者たちの風潮の中では、辛抱強くあの土蔵の中で漆を毎日塗る、あるいはまき絵を描くというふうなことになかなか喜んで入つてくれる人がおられません。しかし、これも私は、最近希望を持つてきましたのは、二代目、三代目の若者たちが、やっぱり親から一生懸命引き継がれてきた産業を若者たちで守ろう、こういう意欲もそれぞれ地域を回つてみますと出てまいりますので、こういう機会をとらえてこそ伝統産業をそれぞれの地域社会の経済発展と相まって頑張つておつて、私はこの職につく前に自治大臣を務めておつて、ふるさと創生事業というものを始めさせていたいただきましたが、これは伝統産業をこれから発展させる面であることに新しい未来をつくつていこうというふうな考えも含まれております。

○吉田達男君 大臣の決意のほどを伺ひまして心強く思ひまして、重ねてお尋ねをいたしたい。この際、国として日本の産業文化史を飾る伝統産業の一つの展示館というふうなものをつくり、創設したらどうか。

長い間日本民族が培ってきた技術は、何でもな
いようだけれども案外一つ一つ見ると、例えば糸
巻きにしたってああいう大きいものと小さいリ
ールで物すごい回転を与えとか、この理屈や動
滑車があったり、偏心ローラーなんかもそれぞ
れ機具なんかを見ますとあります。木の材質とい
うものを使って、その最大静止摩擦というか抵抗に
よって止めるというようなデリケートな木の白太
と赤身とを区別した使い方とか、なかなかノウハ
ウも受け取るころの多いものもあり、こういう
ようなものを一つの工程として、あるいはそれを
仕上げていく道具として、また名人上手がつく
た立派な後世に残すことのできる作品、技術等々
を展示しておく、それで一つの誇るものとして公
開する、これは今の時期、私は日本の国民の中
で大きい期待があると思います。

今しなければ、もうなくなってしまうという技
術もある。これをいかにすべきかということは、
日本の産業文化史の上からも極めて重要な問題で
あるかと思えます。こういう点についても体系的
に、それぞれの分野で残ったものは地方でやつ
ておきますけれども、国に一つぐらいは通産省と
して設置して、これをまた見本としてつないでい
く、こういうことを果たされたいと思うのであり
ますが、先ほどの大臣の決意を承って、これなら
前進的なお考えが期待できるなと思ひながら、重
ねて質問させていただきますのでお答えいただき
たいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) さきに先生方の御努力
によって伝産法ができたとき、それぞれの指定地
域に伝産会館ができて、そこで価値ある伝統的産
業によってできた製品を展示するというようなの
はありますし、またそれぞれの市町村に、これは
通産省の所管ではありませんが、歴史民俗資料館
というふうなものでいろいろその地域の歴史や伝
統を、今失われつつあるものを何とか残してい
こうというふうな努力がそれぞれ行われておりま
す。

の歴史に立つての文化そして伝統的工芸を世界の
人たちが、国の人たちに知ってもらい、また将来に
残していこうという壮大なるお考えのようであり
ますから、今聞いてみましたら東京にも青山に伝
統産業の展示館はあるそうだけれども、それよ
りもっと大きな歴史的な大きな構想というふう
に承って、これから前向きに検討してまいりたい
と思います。

○吉田達男君 それぞれ文部省なら文部省の分野
にわたってその分野のものはありますが、産業文
化史、こういう体系的なものとして通産省に期待
をしておるわけです。通産省では、異業種融合と
いうことを随分熱心になさいまして、大発明をし
たわけじゃないけれども、こつちの技術とこつち
の技術と足したら、一足す一は二プラスアルファ
の力を出してきておるんです。伝統産業の技術の
中でも、これを一緒に違つたものを重ねながら見
ていると、はっと気がついてもまた技術の見直しで
新しいものを生み出すだけのものが出てくる。そ
ういう産業文化史としての体系的なものとして期
待をいたしますので、御検討をお願いしたいと思います。

時間がなくなりまして、次の特定中小企業集積
法に質問を移したいと思います。精読しまして
なかなかの法律だと思ひます。我が党が政権をと
れば、このような法律を立てたいなと思つていた
ような内容でございます。

そこで、具体的に質問をいたしますが、本法の
集積の要件あるいは関連業者の範囲、これを決め
て通産大臣は活性化指針を作成されて出されるわ
けであります。それを受けた都道府県がまた活
性化計画をつくって、承認を求めて指定を受けるわ
けであります。これの要件等々と、いつごろそ
ういふことになって、指定の第一号は早くやればど
この地域であろうかわからぬけれどもできると、
こういうふうなタイムスケジュールのようなもの
を目安としてお聞かせいただきたい。

○政府委員(桑原茂樹君) ただいま活性化計画の
承認というものが大体いつごろできるのかという

御質問でございます。

この法律は、御承知のとおり公布の日から六
月以内に政令で定める日に施行する、こういうこ
とになってございますけれども、我々、施行が行
われましたら中小企業近代化審議会に諮問をいた
しまして、できるだけ早く活性化指針というもの
を定めて告示をしたいと思つております。その指
針に基づきまして、各県が速やかに活性化計画を
つくって私どものところに持つてくる、こういう
ことになっておるわけでございます。すべてが速
やかに進むというわけを前提にいたしまして、
活性化指針の策定はおおむね秋ごろになり
ますし、活性化計画の承認というものはその後で
きるだけ速やかに行われるというふうな考えをわ
けでございます。

それから、その前提となりますところの集積の
条件とかそれから関連事業者の範囲について御質
問があったかと思つておりますけれども、集積の
要件につきましても、産地とか企業城下町とか、
一定の地域におきまして相当数の中小企業者が、
しかも有機的な連携を保ちつつ事業活動を行つて
いる、そういう集積でございます。そのうち特
に活性化が必要であるというものを対象とするわ
けでございます。関連事業者でございますけれども
も、そうした中小企業集積の中核となる製造業と
製造業と取引関係であるとか技術の共通性である
とか、あるいは資源利用の共通性等から見て関連
性が非常に高く、中小企業集積が全体として機
能を発揮する上で重要な事業を行う、そういうも
のは関連事業として認められるというふうな考え
でおるわけでございます。

○吉田達男君 もうちょっと、抽象的でなくて具
体的に聞きたかっただけですが、個々のケースが
出てきたら、この集積法は町の経済を活性化させると
いうことでありますから、つまり町づくりの一環
としてなされるわけでありまして、だから、その成
功を握るかぎはどこにあるかというところ、その町の

生産者というか、生産者の中小企業団体とか、そ
ういうものと自治体と、こういうものの協力関係
のうまいくいかいかないかということがかぎにな
ると思ひます。

そこで、それをどういうふうな指導方針で通産
省を進められるか。あわせて、大臣が活性化の指
針をされた後、活性化計画を知事がやり、あるいは
進出計画を業者がやり、あるいは円滑化計画を
協同組合がやり、こういうことでやるのであり
ますが、この計画をつくって出して認可を受けて
いく、その計画策定というものはどの程度のもの
か。ガイドブックにはありますけれども、とても
じゃないけれども、深刻に考えれば、コンサルタ
ントにかけたりいろいろ調査をしたりして費用も
相当要るのです。

だから、通産省はそれを指導されると同時に、
これだけの手続をして、知事が承認を受けた後に
この手続がなされるんだが、そういう後の調査費
というか、商業集積法のようにああいう基本構想
を打ち立てるに当たって、こういう裏づけをする
ということがあったような場合の財政措置はどの
ようになっているか、この辺をお伺いします。

○政府委員(南学政明君) 中小企業集積の活性化
は、新しい地域の顔となるような産業をつくり出
していくことでありまして、御指摘のように、国
なり都道府県なり市町村、中小企業者、これが一
体となつて協力しながら事業を展開していくとい
うことが極めて重要であります。

この法律案では、都道府県がみずから幅広い関
係者のコンセンサスのもとに市町村とも協議しな
がら活性化計画を策定することとしておりまし
て、広範な関係者の協力のもとに事業が遂行でき
るような体系となつております。そして都道府県
なりがこの計画をつくる場合に、国としても情報
提供なりをどんどんして適切な計画づくり
に寄与していきたいと、このように思つておりま
す。

関係地方公共団体とこれから大いに連絡をとつ
て進めていきたいと思ひますが、助成措置

があるのかという点であります。例えば今回の予算の中で、都道府県が計画を策定するために調査をする、そういう費用についても補助金を交付するというような手だてが用意されております。

○吉田達男君 せっかくの成功を折っておりますが、御当地ソングで申しわけないのですが、境港市というところがございまして、これは水産加工の中小企業群があります。最近、国際的な漁獲規制が強くなりまして、これによって品薄になる。回遊魚の方はどういふわけかよその方に回遊でもしております。また原料薄になって、このために、例えばすり身が四百円だったのが去年のこのころから高くなって、今では七百円くらいになっているというふうなことになりますから、大変な困難に陥っております。

したがって、経営方針として付加価値の高いものに焦点を絞りながら経営を改善していく、こういうようなことに今努力をしております。ところが、その中で水産技術を活用した加工をすることによって付加価値の高い製品をやる、一つのポイントにしたい、こういうふうな考えで検討しております。ところが、このような場合に、境港市は特定集積の指定となり得るのか。水産加工というのは相当普及されつつありますが、いまだ決定的な定着になっていない技術であります。期待はされております。このものはまた本法の対象となる特定分野になり得るのか。その場合に水産技術によれば、例えば活魚を水産で水なしで生きたまま輸送する、あるいはその魚を水産技術で加工して水産冷蔵庫に持っていき、市民の生活でおいしく食べられるわけですが、その一環として水産輸送がなければできないんです。このようなものはどの範囲まで水産加工の関連事業として、例えば運輸業等々は対象になり得るのか、なり得ないのか、その辺について具体的にお尋ねいたします。

○政府委員(桑原茂樹君) 境港市におきまして水産加工業の中小企業がたくさんあるということによって、一種の集積をなしておりますことは、我々もそ

のとおりだと思っております。したがって、境港市の水産加工業が本法によりますところの活性化計画というものを県と相談をして県經由で我々の方に持つてくれば、本法の対象となり得る地域であるということであろうかと思っております。具体的に、この水産技術というものを活用して水産加工という観点からどんな高付加価値化なり、新しい製品なりというものができるかどうかというところはいろいろ我々としてもその段階で聞かせていただきたいと思います。それから、いかにしても、水産技術というものを活用して、いかに将来に期待できる新しい製品等々の可能性が強いんだというふうなことであれば、それは活性化計画が承認になる可能性ももちろんあるわけでございます。

先ほど、水産技術を活用して魚等を、鮮魚等の輸送をするというのはどうだろうかということでございますけれども、輸送につきましては、その関連事業ということでも対象になり得るかというポイントであろうかと思っております。輸送というものが本体の水産加工との関連性が非常に強いんだというふうなことが認められれば、その水産技術を利用した輸送というものは関連事業として認められるという余地があるのではないかとこのようにも考えてお尋ねしております。

○吉田達男君 最後に、通産大臣にお尋ねいたしますが、自由経済には変動がありまして、その中であつてお尋ねの企業は精いっぱい頑張っております。しかし中には、パブルを追い、その不労所得を得ようとしたものもございまして、今、国際的に大きい波が来る、あるいは景気がこのように変動する中で、大きい波をかぶつてしまふ、部分的にまた資材等で陥没してしまふ、こういうような事態が起きて中小企業者の懸命の努力にかかわらず、その努力の力をはるかに凌駕する大きい波によって影響を受けてしまふ。この責任は一体だれにあるか、これは中小企業者の責任じゃないと思うんです。この波をどのように、大臣は通産行政として波に洗われるのを伸ばす対

処をする法をお持ちか。また片面で、企業倫理を問われる今日、なお損失補てんがあり、また飛ばしがありして、依然として反社会的な行為を続ける企業もあります。このようなものに対しては、いかに対処しながら通産行政の筋を通されるのか、この一面相矛盾するかわかりませんが、一本筋の通った通産大臣としての行政を行う所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(渡部恒三君) 戦後の我が国の歴史を振り返って見ただけでも、やはり経済が発展するために汗を流した者が報われるということなければなりません。中小企業はまさに我が国の今日の経済発展の原動力であり、その経済が発展して今日福祉も教育も豊かな、働く人たちの生活も前進することができたのでありますから、私も過去にも第一次、第二次のエネルギーショック、また円高、円安の為替の大きな変動、そういうたびに中小企業あるいは下請企業、こういった人たちが大きな苦勞をしてきたことを忘れてはなりません。また、中小企業の皆さん方がみずから強いたくましい自主努力によってこれらの幾たびかの困難を乗り越えてきたことも、私はすばらしいことだと思っております。今、私も私には過去に経験したことのないような非常に難しい経済状態に当面をいたしております。この厳しい経済状態の中で、まじめに真剣にたくましく頑張ってきた中小企業の皆さんがこの困難を乗り越えてきたらに努力をしていただきたい。

具体的問題で一つ申し上げれば、今人手不足の問題が大きな問題、また時代の趨勢の中で時短という問題は産業界にとつて避けて通れない問題になっておりますけれども、これらにとつても中小企業の皆さんがこれに対応できるように、苦境を打破し、そして新しい時代のニーズに中小企業が生き生きとという一石二鳥を図って、中小企業の省力化に対する思い切った支援措置を今通産省は考えておるところであります。そのほか、予算は大変厳しい状態にはありましたが、幸いに財政投融资等かなり思い切つて確保することが

できましたので、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、北東公庫、こういった制度資金を最大に活用して、中小企業の皆さんがこの難しい経済局面を乗り越えていくために、私どもとしてもできる限りの努力をしたいと思います。

また別な方の、パブルで生きてきた方はどうなるかというふうな質問もありましたけれども、これは間違つて報道されるところの池田通産大臣のようになつても困りますから、コメントを差し控えていただきます。

○吉田達男君 終わります。

○梶原敬義君 通産大臣、御多忙の中、中国に行かれたように報道で見かけましたが、通産大臣の目から見た中国の今日の政治経済の情勢といま

すか動向について感想を最初にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 今回お許しを得まして土、日、月と中国を訪問し、江沢民総書記、李鵬首相、鄧家華副首相を初め七人の要人の皆さんと会見し、また地下鉄工事とかあるいは我が国の進出企業あるいは中国の伝統ある企業、これらを見学させていただきましたが、一言で申し上げると、もはや中国の改革開放路線は不動のものになってきている、今後人事の意味でいろいろなことが起こるかもしれませんが、少なくとも中国が目指している改革開放路線というものは不動のものであるというふうな感じを持ちました。これが一つ。

もう一つは、昨年と一年間だけでも大きな変化を感じられますのは、中国が国際化に向かつての努力を非常にしております。環境問題一つを取り上げても、一年前の我々に対応する考え方はまるで変わってきている。私は、今や環境問題というのは、一國の問題でなくて地球規模で考えなければならぬ。フロン問題にしてもCO₂の問題にしても、中国が石炭をこれから、八〇程度今経済が成長しておりますから、どんどん燃やすようなことになれば、これは当然日本にも影響してくる。やはり脱炭素装置をしっかりとつけるとか、環

境問題に努力をしてもらいたいというような話、あるいは知的所有権の問題とか、アンチダンピングの問題とか、こういうことにも非常に素直に我々の声に耳を傾けて、国際化社会に向かつて中国は生きていかなければならないという自覚をお持ちになつてくださった。

言うならば、これからの友好二十年を今迎えた中国と日本は、お互い尊敬し合い、またお互い対等の立場で言うべきことを言いつつ、これから友好を深めていかなければならないということを感じてまいりました。

○梶原敬義君 どうも御苦労さまでした。
二つの法案の中身に入る前に、経済情勢の問題について、経企庁もお見えですから、お尋ねをいたしますが、今日の状況さらにはまた今後の対応等について簡単に要約をしてお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(柳沢勝君) お答えいたします。
我が国の経済は、現在調整過程にございます。全般的に景気の減速感が広まっているわけでございますが、しかしながら労働力需給を見ますと、緩和の兆しが見られますけれども、依然として人手不足が続いておるといふことございまして、いわば人手不足下の調整過程という今までに経験のない状況にあるかと存じます。

政府といたしましては、こうした調整過程が企業家等の心理、経営マインドを寒態以上に冷え込ますことのないようにといふことで、ひいては国民経済に悪影響を及ぼさないよう、予防的な観点も含めまして適切に対応するといふことから、三月三十一日、緊急経済対策を取りまとめたところでございます。その実行に現在鋭意邁進しているところでございますが、さらに四月一日には、対策と軌を一にいたしまして公定歩合の第四次引き下げが行われたところでございます。

実体経済の動向につきまして簡単に御説明申し上げますと、個人消費も物価の安定や雇用手所得の順調な伸びといふことで堅調な伸びが期待されますし、住宅投資につきましては、金利の引き下

げが徐々に浸透してまいりまして、底を打ち、回復の兆しが見られるところでございます。こうした経済の自律的な動きそのものにつきまして、底がたいものがございます。今般の経済対策も、いわばこうした自律的な動きといふものを下支えすることをねらつたものでございます。

我が国の経済は、今後、現在の調整過程を経まして、内需を中心としたインフレなき持続可能な成長過程に順次推移していくものと予想いたしております。

○梶原敬義君 在庫調整がことしの四一六で見通しがつくのではないかと、いやそれは年末までかかるんではないか、こういうような議論がよく聞かれますが、この在庫調整の問題について、一応どのように把握をされておられるかお尋ねします。

○政府委員(柳沢勝君) 今、先生お尋ねの在庫調整につきまして御説明させていただきます。
平成三年十月ごろから、在庫の過剰感というものが全般に出てまいりました。しかし、ことしに入りまして、特に生産財、鉄鋼などに代表されるところでございますが、生産財につきましては、そのための所要の減産、生産調整等が強化されてきたことにより在庫調整が進展してきております。しかしながら、耐久消費財、資本財といった分野につきましては、かなりまだ調整がおくれておりまして在庫の過剰感が強まっているのが現状でございます。かなり在庫調整のための操業短縮等も進んでまいりまして、どうやら在庫そのものも減少の方向に向かっているといふことだろうと思ひます。

業種別に見てまいりますと、まだかなりばらつきがございます。一般機械、電気機械あるいは輸送機械といったような機械関係の業種につきましては、在庫増加の傾向が鈍化して、在庫減あるいは在庫増加の傾向が鈍化してまいりまして、なお在庫は高水準で推移しております。さらに、紙・パルプなどいわば構造的な過剰設備を抱えているといふところにつきましては、なお減産が行われておりますけれども、需要の回復が進んでいないといふこ

ともございまして在庫はまだ高水準、横ばいの状態である、このように理解いたしております。
○梶原敬義君 通産省にお尋ねしますが、今言われましたように在庫調整が非常に深刻な産業として一般機械、精密機械、電気機械、それに自動車、紙産業、こういうところになっていくようでありまして、私も昨日経企庁の方から資料をいただきました。そういう状況を今見ていられるところでございますが、通産省としてはどのようなところでどのように見通しを持って指導されているのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(榎元宏明君) 在庫の大きな流れにつきましては、経企庁の方から御説明があったとおりでございます。
私もさらに中に入っていきますと、これもよく申しますと、特に在庫の動向の中で気になるところは資本財と耐久消費財でございます。その積み上がり著しいというものが目立つわけでございます。資本財につきましては、例えばパワースタイルなどの建設機械、それから耐久消費財ではオーディオビデオジュエリーなどの家電製品の一部に在庫の積み上がり著しい見られるわけでございます。

これをいかに調整していくかといふことでございますが、私もいまして緊急対策を決定いたしましたときに大臣から、マクロ政策あるいは景気対策の推進の観点から、関係企業に対して在庫調整の推進の努力を要請しているところでございます。例えばこの二月に輸送機械、特に乗用車関係の在庫は大幅に減少してきているわけでございます。その点は非常に好ましい面がございますので、大いに私も期待しているところでございますけれども、その幅はある意味では大きいものがございます。関係業界に及ぼす影響はある意味で大きいところで、在庫調整にしましては民間企業の努力は大変大きなものがある、このように理解をしております。

そういふ在庫のたまっている企業、あるいはそれから生産財その他に波及、そういうところを見きわめていかなければならないということ、私もこの在庫の動向につきましては極めて慎重に注視をしております。こういうところでござい

次に、ちょうど経企庁もおられますし、通産大臣、景気対策に絡んで、私いつも言うんですが、景気の調節弁に住宅投資が、絶えず景気が悪くなると住宅を大いに刺激せよ、こういうことになり、また銀行金利も動くわけですね。だから、住宅といふのは国民が文化的な生活をするために、特にまた海外に比べても質が貧弱である、それをやっぱ豊かにしていく過程なんですから、住宅が景気対策の弁にならないようにそこだけは国の基本的な方針として、不況のときも好況のときも大体一定程度ずつ住宅投資は進む、そのためにネットワークのあるものをやっぱ取り除く、そういう総合的な観点からの検討を進めていただきたいと思ひますが、少し御答弁があればまた承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 御指摘のとおりだと思います。
我が国は戦後、貧しさからすばらしい今日の繁栄に向かつて経済が進んでまいりました。食べるもの、着るもの。ところが、残念ながら世界の先進国と比較して住宅環境、大きく言えば生活環境と申しますか、この質が目立っておることは変わりないわけでありまして、これ好況であれ不況であれ、我が国の国民の皆さん方からこれからは豊かな生活環境をつくっていくために努力をしていかなければならない政策目標は一貫して進めていかなければならないと思ひます。しかし同時に、今景気の問題が非常に心配され、その中で内需拡大による景気の回復ということが私どもの基本的な考え方ということになりますと、住宅ほどあらゆる産業にかかわりの深い設備投資はないわ

けであつて、私どもは今年、国際調和という面から三・五%の成長は達成させなければならぬ。そういう中で、国全体のこれは施策でありま

○梶原敬義君 それでは、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案に対する質疑を行いました。

提案理由の説明をいただきました。その中には、「我が国中小企業は、事業所数の約九〇%、従業員数の約八〇%」云々ということも位置づけを

確かに、消費者ニーズの多様化と技術革新の進展等、こういうことが大きな問題だということも私も理解しておりますが、同時に大企業が競争しながら発展していく過程では中小企業の分野に

○政府委員(桑原茂樹君) 先生の御指摘にありましたように、我が国の中小企業が我が国の経済に占める割合というのは非常に大きいわけござい

いうのももちろんあるわけでございますが、中小企業も一緒になって発展していく、それが我が国経済のバランスある発展に不可欠の要素であるというふう

○梶原敬義君 くだいようですが、例えば大企業に納める納入会社とか、私のところにも鉄鋼会社がいっぱいあります。造船に対する、そういうのも

なお、御承知のとおり、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に

○梶原敬義君 くだいようですが、例えば大企業に納める納入会社とか、私のところにも鉄鋼会社がいっぱいあります。造船に対する、そういうのも

○政府委員(桑原茂樹君) 今我が国の中小企業は、大変大きな環境変化に直面しているわけであり

さて、なぜこの特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法が今出てきたのかというので少し疑問を持つのですが、その点についてお答え願いたい。特に、私がつと国会に來まして九年間商工

○政府委員(南學政明君) 今我が国の中小企業は、大変大きな環境変化に直面しているわけであり

○梶原敬義君 活性化計画を立てて、いわば集積というのは産地と置きかえてもいいということですが、そういう産地の指定をやっていくということ

○政府委員(桑原茂樹君) この法律によりますところの具体的な地域の活性化計画というものは、通産大臣が活性化指針を定めますと、その要件に

す。そして、通産大臣から昨秋に中小企業近代化審議会に對しまして、地域中小企業に対する施策のあり方について諮問を出しました。同審議会

○梶原敬義君 それは、十年で大丈夫でしよう

○政府委員(桑原茂樹君) この法律によりますところの具体的な地域の活性化計画というものは、通産大臣が活性化指針を定めますと、その要件に

○梶原敬義君 それは、十年で大丈夫でしよう

か。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律は、十年で一応時限法になっております。我々としては、この集積法の実施というものが行われまして、その成果であるとか経緯等々をよく見きわめた上で、十年たつてもう一回見直すという趣旨であろうということと十年という期間を定めさせていただいておるわけでございます。

一方、中小企業集積の活性化ということになりますと、かなりの期間を置きませんとなかなかその成果があらわれないということもあるわけでございまして、最低十年間くらいはむしろ必要ではないかという考えもあるわけでございまして、両方考え合わせまして十年の時限立法として提案させていただいたわけでございます。

○梶原敬義君 わかりました。

それから次に、手続ですね。この法律の手続の概要について最初に説明をさせていただきたいと思っておりますが、よろしく。

○政府委員(桑原茂樹君) この法案に基づく手続でございますけれども、まず国が活性化の指針というものをつくるわけでございます。その基本的な指針というものに基づきまして都道府県が具体的な地域の活性化計画というものを市町村なり地域の中小企業の方々と相談しておつくりいただき、それを国の方に承認を求めてくるわけでございます。

承認されましたところのその活性化計画に基づきまして、その地域におきましてその個別の中小企業者、あるいは組合等が個別の中小企業者であればその進出計画、あるいは組合であれば円滑化計画ということで具体的に何をすべきかというような計画をつくつてくるわけでございます。そういうような形で、おのおのの段階におきまして国もいろいろな形で補助なり支援を行っていくわけでございます。これが手続でございます。

○梶原敬義君 指針をつくられる場合に、これは衆議院の方でも随分強い要望があったと思うんですが、こういう進出計画やあるいは活性化計画を

立てる場合に、そこで働いている従業員、あるいは労働組合のあるところもあるかも知れませんが、そういう働いている人たちの将来進む方向がやっぱ雇用とか労働条件に非常に関係すると思いますし、場合によっては危険も伴いますし、場合によりまして、皆さんと一緒に仕事をしたいという方向に行くんだけれどもという相談を受けながら、仕事をしたい人たちは非常に参加意識ができて、それで非常に好ましい方向に進むと思う。したがって、そこで働いている人たちは、従業員等にもよく意見を聞くように、この点についてはぜひそうしていただきたいのですが、指針あるいは計画の中にひとつそこはちゃんと書き込んでいただいて、そしてそういう方向に向かって指導していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(南学政明君) この法律に基づきまして地域中小企業の活性化を図っていきますと、むしろ基本的にはやりがいのある仕事の提供、魅力ある職場の形成が行われて、そこで働いている人々の利益に資するのじゃないかと、基本的には私もそう考えているわけであります。

具体的に活性化計画を策定するに当たりまして地域のコンセンサスが重要だということは先生御指摘のとおりでありまして、活性化指針を国が定めるに当たりましては、幅広い関係者のコンセンサスの形成が必要である旨明記してまいりたいと思っております。この幅広い関係者のコンセンサスの形成に当たりましては、地方公共団体、中小企業者ばかりでなくて、そこで働いている者、地域住民等を含むコンセンサスを得ていくということとが私どもも必要でかつ重要であると思っております。

指針の具体的な書き方につきましては、この法案に従いまして今後中小企業近代化審議会においていろいろ御議論をいただくことになるわけであります。私どもも中小企業庁といたしましては、このような趣旨が明らかになるよう努めてまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 当然のことだと思いますが、その指針ができ次第我々にもひとつ、今言われたことがそうなっているかどうか、それをいただきたいと思っておりますが、ぜひそういう方向でよろしくお願いをしたいと思います。

次に、そういう産地の場合、産地をさらにまたこういう法律等に沿って育成をしていく場合に、どうしても地方自治体、特に県それから市町村、こういうところの協力というのが、あるいは指導というものが非常にやっぱ重要になってくる。その中でも、特にどの人が担当であったかということでも随分違うわけですね。県なら県で、その窓口が担当した課長や課長補佐や、そういう職員の人によつても随分状況が変わってくる。これは人のやることです。そういう面は十分皆さんの方で今度打ち合わせをするときにはよく、これは後で議論しようと思っておりますが、伝統工芸品産業の場合、この場合はまた特にそういう面が強いと思うので、その点の指導をよくしていただきたいと思っております。

さらに、国としてはやはり国際的な情報やあるいは商品開発にしても、もうここでいいと思つて進んでいってもっと先へ行っている。それは当初そこでやってもうまくいかない、そういうことだつてよくあるんですね。したがって、国としてはそういう情報を絶えず知らせて下まで行くように生きたそういう指導をしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) まず県でございますけれども、この法律は県の仕事を非常に重要視しております。県が中心となりまして活性化計画等をつくつていただくこととでございます。県につきましましては、従来から国とともに中小企業施策に全面的に当たつていただいております。

我々各県の能力につきまして信頼をしておりますけれども、特にこの法律を施行するに際しましては、県と国との間で密接な連携を保ちつつ努力をしていきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

情報提供に關しましては、まさにこの法律を施行するに当たりまして的確な情報提供を行うというものが非常に重要でございます。特に、内外の需要の動向であるとか技術革新の動向、あるいは消費者ニーズの動向、また他の中小企業集積の動向、その地域の技術であるとか人材等のポテンシャルの状況、こういうようなことに関する情報を十分的確に把握して中小企業者に提供することが重要ではないかと思っております。このため、この法律では支援機関というものにかんじるといたしまして、中小企業事業団等々を通じて内外の的確な情報を集め、これを皆さんに提供するというものに最大限の努力を払っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通産省というのは通常残業省とかいうとにかくかつては夜遅くまで仕事をされておつて、行きますと、皆さんの機の上は資料がいっぱい詰まっています。そういう状況の中で、今言う中小企業事業団ですか、こういうところを使いながら情報を流すということですが、大変中小企業事業団の方もそういう能力の点はどうかという点もあられる以上はやっぱそういう人員配置もよくやつて十分やれるように対応していただきたいと思っております。

そこで、各種の支援措置、私これ読んでみますと頭が痛くなるような細々したことがあるんですが、支援措置について四つに分けて書かれておりますが、概略説明してくださいませんか。

○政府委員(桑原茂樹君) 広い意味での支援措置でございますけれども、財政、金融、税制上等々総合的な支援措置が講じられているわけでございます。

財政上の支援措置につきましては、承認を受けた組合が行う新商品であるとか新技術の開発事業等に対して補助金を交付する等、総額で十億六千万円の新しい予算が計上されてございます。

金融上の支援措置に關しましては、中小公庫なり国民公庫の低利の融資の制度、それから国と県のお金を利用しました体質強化資金助成制度、これの低利融資も用意をいたしております。

また、税制上の支援措置といたしまして、計画の承認を受けたところに基づいていろんな事業を行う組合または中小企業者に対して中小企業等基盤強化税制、これで三〇％の特償であるとか七％の税額控除の制度がございますが、これ以外に試験研究税制等各種の特例措置も認められることになっていくわけでございます。

また、このほかに、承認を受けた組合あるいは中小企業者が計画に基づきまして実施する集団化事業等各種の高度化事業に關しましては、中小企業事業団によりましてところの無利子の資金の提供というようなものも考えられるわけでございます。

○梶原敬義君 これらの措置も組合員や事業者の人がばつと読んで、我々が読んでもなかなか今聞いてもわからぬのですが、よく説明をしないとよくれをとるようなこともあるんじゃないかと思ひます。

それから、大体おぼろげに百ぐらい産地を指定するということになるんじゃないかということですが、これは各県の県知事あたりは、やっぱり自分のことありまして、県民に対してはここを産地指定したと、こういうことが言いたいわけですよ。大変激烈なやつぱり通産省に陳情、要請行動が来ると思いますが、県と県がまたがった場合一体どうするのか。そして、その産地集積地域は、例えば自治体でいうと市が二つあった場合、その市をどういうブロックでいくのか、行政の単位、そういうものは一体どのようにお考えでございますか。

○政府委員(桑原茂樹君) まず県と県がまたがった場合という御質問でございますけれども、我々としては、一義的には各県ごとというふうにお考えしております、ある県の中の地域を対象としたしまして集積の活性化が図られるというふう

考えておりますが、例外的に県境に地域がございまして二つの県をまたがって一つの集積地域があるというふうな場合も全く考えられないわけではないかと思ひます。そのような場合におきましては、我々は関係の両県を指導いたしまして、両県が共同して活性化計画をつくり承認を求めてくるというふうな形で事柄が解決されるのではないかと考えております。

それから、二つ以上の市町村にまたがった地域はどうかということもございまして、これはどうも我々この地域というのは、一つの市町村だけではなくて二つ以上の市町村にまたがってございまして、それが中小企業の集積として一体として取り扱うべきときには、その二つ以上の市町村を対象にすべきであるというふうにももともとございまして、そういう場合は数多く出てございまして、うかというふうに考えているわけでございます。

○梶原敬義君 最後に、支援策の中で中小企業近代化促進法ですね、そういうものや、先ほど言いましたような各種の立法の中で似たような支援策がありますね。これと今きょうこの審議している法案の支援策と非常に似通ったもの幾つかあります。そういう場合のどつちをどうとつていったら有利になるかという選択の問題もやつぱりあると思ひますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 御審議いただいております法案に基づくとところの支援措置というものは一般的な中小企業の支援措置に比べて手厚く用意されておりますので、この法律案に基づきましていろんな計画ができた場合にはこの法律案の用意いたしておりますような支援措置を使うのが有利ではないかというふうにお考えのわけでございますが、一般的な近代化促進法なりそういうようなものに基づくと支援措置を使いたいというふうなときには、それを排除するつもりではございませぬ。

いずれにいたしましても、どんな支援措置があるか、全体として中小企業者がどんな制度を使え

るかというものに関しましては、情報提供というものを的確にして、中小企業者が一番最適な制度を活用できるように我々としても今後とも努力をしていきたいというふうにお考えしております。

○梶原敬義君 時間がなくなりまして、非常に大ざっぱになりましたが、次に、伝統的工芸品産業の振興に關する法律の一部改正について質問をさせていただきますが、これも先ほどと同じように、なぜ一体今この法律の改正法が出てきたのか、そして、この法律のポイントは何か。最初にその二点。

○政府委員(堤富男君) 昭和四十九年に五党共同提案から成ります議員立法でございまして、その間十八年間我々といましては一生懸命実施をしてまいりましたわけでございますが、最近になりますとやはり、幾つか産地の状況によつて違ひます。従業員の減少ですとか、後継者の不足というところが大変目立ってきているわけでございます。そういう意味では、伝統的灯を消さないというためにも何らかの措置が必要ではないかということが基本的な認識で、この時期に改正法案を出させていたたいわけでございます。

この法案の基本的な考え方といひますのは、先ほども申し上げましたが、従来が伝統工芸品の製造業者に対して注目しまして、伝統工芸品そのものをつくることを維持するという考え方でやつてきたわけでございます。ただ、昨今の状況を見ますと、そういう純粋な施策だけでは必ずしも産地として十分に伝統的技術を保持できないという考え方から、計画を、従来のメーカーだけの計画でございました振興計画にさらに三本の新しい形の計画を加えさせていたたいわけでございます。

一つが、販売業者と提携をするような意味での共同振興計画。それから二番目が、現代産業との交流も含めた新商品の開発をやるというような考え方で活用計画。それから三番目に、後継者育成、さらに交流事業も兼ねました支援計画という、新しく三本の計画を加えさせていたたいと

いうことでございます。そういう意味では、メーカーだけでなく、関連企業あるいは消費者との交流も含めた複合的、総合的な施策を講じてまいりたいというのが基本的な考え方でありませぬ。

○梶原敬義君 今、指定工芸品というのは数は幾らだったですか。そして、新しい指定の申し込みというか、傾向はあるのかどうか。

○政府委員(堤富男君) 現在は、百七十四の品目が指定されております。最近のペースを見ますと、大体年に三件か四件というオーダーでございます。現在、我々のところにも具体的な要望としては三、四件の要望がございまして、このたび先ほど申し上げましたように新しい計画を三つ加えたわけでございます。それに対する要望というものは、それぞれまた各産地の状況によつて違ひますが、例えば共同振興計画でございますと十件ぐらいの可能性があらうかと思つております。

○梶原敬義君 それでは、次に移りますが、私、去年からことしにかけまして、京都の西陣織ですが、それから鹿兒島の大島つむぎと、私の地元の別府の竹細工と、三ついろいろ調査して見ている。まあこれを見ますと、仏壇がまたいっぱいあるんですが、たくさん百七十四のうちいろんな工芸品がありますが、なかなかこれは指導は一律にまいらないと、なかなか難しき、困難さをそれぞれ持つておつて、一律に線を引くようにいかに。通産省の指針を書く場合に、どういうようにこれは書いていくのか。そういう面では指針の書き方、これを御伺ひし、また先ほど言いましたように、そこの中で働いている人もいろいろ方針を変えていくわけですから、従業者、従業者、働く人の意見も十分に聞くように指針の中でも生かしていたたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるような意味で、今度基本指針をこの法律の改正法に基づきましてつくらせていただくことになりました。その基本指針をあえて今回つけ加えました趣旨は、先

ほど申しましたように、新しい計画体系として、単なる振興計画に加えて三つの計画ができたわけでございます。

それから、特に、現代産業の交流ですとか、販売業者との交流というような形でいろいろ周りの方たちとの交流をする。そのときに忘れてはならないことは、この法律の基本的な考え方でございませう。やはり伝統工芸品を残すこと、技術、技法の伝統的なものを残すことという本務を忘れてはいけないうことでもございまして、基本指針を書かせていただくわけでございます。

したがって、この基本指針といいますが、これは、今度それぞれの振興計画、共同振興計画、支援計画、活用計画の四つの計画のこれから認定の基礎となるべきものはこの事項の中に盛り込まれるわけでございまして、これの制定過程では審議会の意見を聞きながら、先生のおっしゃるような意味での従業者等の意見を十分お聞きをしております。まいりたいたと思っております。先生のおっしゃるわけでございまして、これは具体的なことですが、具体的な施策の中で地域手づくりカレッジが挙げられておりますが、何か平成四年は一カ所ですか、先ほどの答弁ちょっと聞き漏らしたんですが。

○政府委員(堤富男君) 平成四年度の予算上の計上は一つということになっております。

○梶原敬義君 ビレージは。

○政府委員(堤富男君) ビレージにつきましては、これは予算ということではございませぬし、法律体系は直接この伝産法そのものの中には書き込まれていないわけでございますが、開発銀行、北東公庫の融資の枠の中にビレージという形、総合的な施設をつくるということ書かれておりました。数は特に特定しておりません。

○梶原敬義君 よかったら、その平成四年一カ所、モデルになりそうなカレッジ、恐らくもう想定されているんでしょうが、大臣、発表できますか。

○政府委員(堤富男君) これは、正直なことを申

しますと、現段階ではまだ申し上げる段階ではないと思っております。

○梶原敬義君 次に、卸業者、流通業者と伝統工芸品をつくっている生産者と、これはうまくかみ合わせるというのなかなか、私が竹細工を見ましてもなかなか難しいところがあるんですね。中国から安いやつを持ってきて、別府のブランド、名前を張って国内に卸の人が売る。生産者はそういうのを横目に見ながら、そういうこともありま

いづれにしても、先ほども言いましたが、こういう伝統産業を指導していくのはどうしても、通産省がやることだ。これはなかなか直には無理ですから、機関委任事務をしております県や市町村、特に県ですね。県がしっかりとすればまた自治体もしっかりとできますが、そういうところと、そこにだけだいたい人材が配置をされるか、やる気のある人が熱心に取り組むかということ。またこれは人のすることですから非常に大きな位置を占める私は思うんですね。これは西陣織も見えてきました。大島つむぎも見て、このままでは言われまますように本当に高齢化してしまふ。これは最後へ行き着いてしまふぞと、そういう心配をしたんですが、そういう地方自治体にどれだけ真剣に応援してもらおうか、この点についてはどのように考えておられますか。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるとおり、都道府県の皆様に御協力いただくことが不可欠であると考えております。伝統工芸品産業は、計算いたしますと六割ぐらいが自分一人でやっているか、あるいは家族とやっているかという企業でございまして、特に零細性は私は非常に高いと思っております。

今回の改正に当たりましては、四十六都府県にお集まりいただきまして、実は協議会をつくっていただいております次第であります。今後とも、この各都道府県の協議会とともに説明をいたすあるいはいろいろ助成の中身を御説明する、さらに御指導をお願いするというような形でやっていきたい

と思っております。

それからもう一つ、ぜひお忘れいただきたくないのは伝統的工芸品産業振興協会でございます。そのためにつくった協会でございますので、通産省、都道府県それから振興協会三位一体になりましてやらせていただきたいと思っております。

○梶原敬義君 あと二、三分ですから最後になるかと思いますが、昭和四十九年に伝産法が成立した際に、参議院の商工委員会で「後継者養成のため技能資格制度の創設につき検討する」という附帯決議がつき、昭和五十年からこの伝統的工芸品産業振興協会による伝統工芸士の認定事業を開始をされておりますが、今日どのようにおられるのか。そして、この工芸士の社会的な評価をどのように高めていくのか、このような施策についてお伺いをいたします。

○政府委員(堤富男君) この伝統工芸士という制度が発足してから現在まで、約四千人の伝統工芸士を指定しております。これは、従来は単なる伝統的工芸品振興協会の目的達成業務だったんですが、今回の法律改正では法定業務ということ、その格を一段と高めたいというふうに考えておる次第でございます。

伝統工芸士を世の中の人に知っていただくために、我々といましては、毎年、伝統工芸士全国大会ですとか、あるいは伝統工芸士の製品を一室に集めた全国伝統工芸士展の開催等をやっておりますとともに、各産地におきまして長年技術の向上あるいは後継者の育成に指導的役割を果たした方に対しては、協会等を通じて功労者表彰、若干の表彰金も出させていたいただいております。そのようなことでもございます。伝統工芸士は今後伝統工芸産業の振興の中核であると同時に後継者育成の中核でもございまして、ますますその社会的地位の向上には意を用いてまいりたいと思

○梶原敬義君 最後に、大臣の決意を聞きたいと思っておりますが、私は別府の竹細工の場合を想定してみますと、ある民間の卸業者がそういうセンター

をつくって、そしてそこに商品を並べ、修学旅行の子供たちが竹細工をつくっている場面とかあるいはそういう商品を見て帰るわけですね。大島つむぎも鹿児島へ行ったらそういうところがありましたが、ぜひこういうもつと大規模の第三セクターあるいは自治体と一緒に伝産会館をつくって、その中で実演をするとか、そういうものを各県の修学旅行生や何か来たときにそれぞれその地域を見る、そしてその中でまた興味のある人が後継者として仕事に入っていくようなそういうチャンス等をつくるように、ひとつ大きな観点から思い切った予算をもう少し入れてやっていただきたいと思う。

別府の場合は、割合に竹細工の場合今人が育ちつつあるのは、非常に芸術性が高いんですね。同じ製品をつくりながら、暇を見て日展に出すとかあるいはそういう芸術品をやったりする、そういうのに引かれて人が集まってくるという傾向もあるわけですね。要するに、社会的な評価をどのように高めるかということが非常に大事なことでございまして、大臣の決意を聞いて、終わりたいと思

○国務大臣(渡部恒三君) 先生御指摘のとおりでございます。これから伝統産業を発展させていくのには、その文化的価値、芸術的価値というものを推し進めていかなければなりませんし、同時に、これを国民の皆さん方に手づくり伝統産業というものすばらしさを理解してもらおう、また伝統産業に従事する働く人たちに、みずからの仕事についての誇りと可能性を持ってもらうというところが何よりも大事なことでありますから、そのようなことが実現できるように、今お申しのような問題点についてこれから努めてまいりたいと思

○委員長(岩本政光君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。午後零時七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○倉田寛之君 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案にかかりまして、数点基本的なお尋ねをいたしたいというふう

に思います。私が申し上げるまでもなく、戦後の我が国の経済、その規模は極めて拡大をしただけではなく、産業構造自体も大きな変貌を遂げてきたことは言うまでもありません。我が国の経済が世界経済に大きなウエートを占めるに至りました今日、我が国を代表する産業といえますと一つは自動車、一つは電気、一つは精密機械等でございます。一言で言ってしまうと、それは正確無比ではありませんが、大量生産に基づきます画一的かつ没個性的なものであって日本社会の効率重視と集団主義を象徴するものとなっていると言っても過言ではありません。

激動する国際社会の中にありまして、日本の姿をどのように世界に示していくのか、今問われている問題でもございます。それは、単なる資金協力であるとか技術協力にとどまるものではなく、日本人そのものの考え方や生き方に触れるものでなくてはならないと存じます。この場合、日本の歴史や日本文化とも深いつながりを持つ伝統的工芸品が海外に向けての一つの日本の顔となり得るだろうかと、また具体的にどの様な方法によって伝統的工芸品を海外に向けて発信していけばよいのだろうか、まずこの点について御所見を承りたいというふうに思います。

○政府委員(堤富男君) 今回、伝統工芸品産業を新たにこ入れをするという目的の中には四つくらいございますが、その中の一つがやはり日本の

顔と、時々日本の産業のことを称して顔がないというふうに言われるわけでございますが、そういう意味ではぜひ顔づくりという意味でこの伝統工芸品の産業が持つております日本の伝統に根差すものというのを非常に大きなウエートに思っております。

直接的な面と間接的な面があると思っております。直接的にはこの伝統工芸品そのものを海外にPRしていくということが一つ必要だろうと思っております。毎年、海外で展示会を開いたり、あるいは県の御助力もいただきまして各産地がアメリカ、ヨーロッパあるいはアジアにおいて展示会を開催しているというのはその一つの大きな例ではないかと思っております。それから間接的なものでございますが、我々が繊維等でファッションというのをやりますと、必ずファッションの最後の行き着くところはやはり伝統でございます。イタリアのアザイナーが行き詰るとやはり美術館あるいは博物館に行つてルネサンス時代のものを見てまた新たな発想を起こすという様な形で、やはり伝統に根差した新しい商品という様な形で発展の仕方というのが私は基本的にあると思っております。

そういう意味では、伝統工芸品というのは、やはり日本人の心のふるさとであると同時に世界に誇るシーズをたくさん持つていこうというふうな考へておる次第であります。

○倉田寛之君 戦後の産業構造の変化と軌を一にいたしまして、我が国における消費生活あるいは日常生活も大きな変化を遂げてまいりました。物の豊富な豊かな時代と言われている中で、目まぐるしく商品のモデルチェンジが行われておりますし、使い捨ての傾向が助長をされてきております。

近年、環境問題の深刻化や労働状況の改善等、ようやく真の豊かさあるいはゆとりある生活というものについての認識が深まりつつあります。新五年計画におきましても、その柱として生活大綱が標榜をされております。木目込み人形づくり

など一部におきましては伝統産業の分野において静かなブームを呼んでいるものもございしますが、多くの人々にとりましては、「本坊坊遺文」、これは千利休の弟子の茶道の達人の映画でございまして、あるいはまた水戸黄門の美の紋どころの映画であるとかテレビ番組を通じて我が国の伝統文化や地方の工芸品について認識を新たにされる程度のものであるというふうな思ふわけであります。

今後こうした、こう申し上げてはなんであります。虚構の世界から踏み出して伝統的工芸品を生活の中にどのように生かしていくことが一体できるであろうか、またその普及の方法、特に若年層に対するPRの手段としてどのようなことが考えられているのか、この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(堤富男君) 大きな流れの中で量の追求から質の追求、その中にはこういう伝統に根差した文化に対する本格的なものの志向というのが総理府の広報室のアンケート調査等にも大変明確にあらわれているわけでございまして、ぜひ日本の消費者の方々が伝統工芸品のような本物かつ使い捨てでなく長く大切に使うという様な考え方のもとに伝統工芸品をお使いいただくことは、大変重要だと思っております。

若い人たちを含めましてどういふことをやるかということもございしますが、現在やっておりますことを申し上げますと、一つは、文部省さんにお願いをいたしまして社会科の五年生の教科書にこういうことを入れていただく、それから毎年十一月に伝統工芸品月間の推進事業というのをやっておりますが、その中でも中学生、小学生からの作文を募集するというような形で、下は小学校、中学校の生徒にまず関心を持っていただくという様なことから始まっております。

現在、毎年十一月に行つております推進月間におきましては、単に大会を開くだけではなく、「伝統的工芸ふれあい広場」というような言葉を使いながら、実際の製作をしているところ、あるいは

実演をしているところを見ていただいているようなこともございます。それから、最近の修学旅行におきましては、先ほどもなたから御指摘がありましたけれども、単に見る修学旅行から何か物をつくる修学旅行ということ、いろんなこういう伝統工芸品の産地でみずから物をつくつてみるという様な体験を重ねまして、鉛筆の削れない子供も物ができるようになつてくるという状況に私はあると思っております。

今回の改正の中では、この点につきましては特に意を用ひまして、第一が支援計画ということがございしますが、これは消費者との交流ということに非常に大きなウエートを置いております。消費者との交流を図ることにより、消費者の方が物を見て将来の潜在的な需要者になつていただくこともあるわけでございしますが、一方で消費者の需要をまたとるということも非常にこの交流の中の重要な点ではないかと思っております。

それから、第二の手づくりピレツジというのは、先ほど申し上げましたように、融資制度ではございませうけれども、その中で単に即売店があるだけではなくて、つくつているところを実際に見る、そして自分でもつくるといふ複合的な施設をつくつてまいりたいと思っております。そういうところも若い者たちの動きに我々としてはついていきたいと思いますと思っております。幸い、若者たちもクラブチームという様なことで大変こういう点について関心を持ち始めているという点も、我々にとつては一つの追い風になる要素ではないかと思つておる次第であります。

○倉田寛之君 ただいま御答弁がございましたが、伝統的工芸品産業を単に伝統の保存という側面から後ろ向きにのみとらえることは私は誤りであらう、こういうふうな思ふわけであります。伝統的工芸品産業の持つ技術、技法といったものが現代産業と思いがけない形で結びつき、新製品の開発に寄与することもあると思われまします。例えば、桐だんすの扉の閉まりぐあいを応用したと言われる我が国の自動車の扉、焼き物の技術を活用

したコピー用フィルター、和紙の技術を活用したと言われているシステムキッチン等々、このように伝統的工芸品についての技術を現代産業技術と融合されてこそ、伝統的工芸品産業の産業としての展望が開けるのではないかと思います。

今後、こうした伝統的技術、技法をより普遍的な生産技術へも応用していくということがどの程度可能であると考えておられますか。また、伝統的工芸品産業と現代産業との間の企業提携の実態はどのようになっておりますか。今後、それをどのように進められていくお考えですか。この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(堤富男君) 伝統工芸品の持つよさというの、今先生御指摘のように、日本の物づくりの原点である。桐だんすの閉まりぐあいのよさが日本の自動車のドアに反映し、日本の輪島塗のよさがあるのは漆器のよさが日本の自動車の塗装に反映しているというよさ、そういう意味では私は確かに物づくりの原点であると思えます。

さらに、先ほどから繰り返して申し上げていきますように、伝統工芸品の中には将来の現代産業にも生かせるような発想の原点、シーズがたくさんあると思えます。幾つかの提携の事例を申し上げますと、例えば会津塗の企業で、日本の自動車会社と提携いたしまして自動車の計器盤のところに漆で塗ってみるというようなこともございますし、漆塗りの室内ドアということで大きなサッシメーカーと提携しているところもございます。朱塗りのライターで漆塗りのライターをつくっている会社も、大企業との提携でやっておるというようなこともございます。

こういう動きを我々としたしましては、伝統を失わせないという範囲内ではございますけれども、支援をしまいたいと思っております。その最大のポイントと申しますのが、今回新しく計画の中に導入させていただきました活用計画というのがそのポイントでございます。この活用計画の中で、伝統の技術、技法あ

るいは伝統工芸品そのものを利用した新しい商品の開発ということを支援してまいりたいと思えます。これが研究開発の要素も持つということから、研究開発上、税制上の恩典も受けられますし、いろいろな意味での金融措置あるいは産業基盤整備基金の資金をいただけたらかというような形での総合的な施策を講じてまいりたいと思っております。

○倉田寛之君 伝統的工芸品産業の現状を見ておきますと、戦後の急激な生活様式の変化と現代産業との製品化競争に敗れた結果、今や生活用品産業としての地位は失ってしまったと言えらると思えます。従事者一人当たりの生産額は昭和六十一年度を境にして上昇に転じていることをもって、伝統的工芸品の需要と価格の上昇を示すものと樂觀的な指摘もありますが、これは危険であります。従事者数が少なくなれば、足し算、割り算の中でパイが大きくなるのは当たり前のことでありますから、これは言をまちませぬ。

企業数、従事者数は一貫して減少を続けておりますし、とりわけ三十歳未満の若年層の減少は極めて著しいものがございまして、現在総体の従事者数の六割前後が若年労働者の就労の様子というのでございます。同時に、中小零細な企業が多いわけでございまして、職場環境なども必ずしも恵まれていない地味な色彩の強い伝統的な工芸品産業、余暇の充実、趣味の拡充に寄与するという観点からだけではなくて、一つの産業として新たな光を当てて、特に若年労働者を引きつける魅力を備えたものとするための方策というものは何かお考えでしょうか。

○政府委員(堤富男君) 御指摘の点が今回の伝産法の改正の大きな理由、背景になつていたと思えます。したがって、今回行政政策すべてがと私は申し上げたいのでございますが、基本的には伝統工芸品産業を若者にも魅力のある産業にするということが最大のポイントだと思っております。

そういう意味では、需要の開拓のための共同振興計画というのもその一つ新しくつくりましたこととでございますし、消費者との交流を深めつつその需要の拡大を図るという意味での支援計画、さらに伝統工芸品と現代産業の交流も可能な支援計画、そういうものをつくりましたのは、ひとえに産地全体として複合的な総合的な形での魅力のある産業になつてほしいということでございます。事実、これまでいろいろな産地の実態を勉強させていただきまして、青年部というところの活動をしておられますと、我々がこれから施策をしようとする方向と大変類似した活動をやっていただいているということもございまして、今後この方向が、方向として正しいばかりでなく、現実的にも施策として有効になるのではないかと考えている次第であります。

特に若手の確保につきましては、これに加えて個別対策をいたしましては、支援計画の中で常設的な研修施設をつくりまして、若者の気質に合ったプログラムでの研修を常設的にやりたいというのもその一環でございます。それから、若者が入つてすぐなかなかな稼げないというようなことを補完するために、就職をしてからある一定期間優秀な人には奨励金を出すというようなことも今検討をさせていただいている次第であります。

○倉田寛之君 人材確保のため、一つのこれは考え方でありませぬけれども、ドイツのマイスター制度のようなそういう方というものを検討するお考え方はありますでしょうか。

○政府委員(堤富男君) 今平均しますと十五年ぐらいたった人に対して、そのわがが優秀でかつ産地への功績が大きい場合には、伝統工芸士という称号を与えておられます。この伝統工芸士に至る前の号をもう少し若い人たちに称号を与えるべきではないかという議論はございまして、我々も真剣に検討したことがございます。その結果、産地の従業員の方たちにもアンケートを出したり、経営者の方にもアンケートを出しましたが、結論は賛否両論が割れております。一つは、そういうことをやられた方が非常に資格があつて早く成長するし、おの

ずと自覚もできていいんではないかという考え方でございますが、余り早く選別をし過ぎることによつて若者がどんどん落ちていってしまう。むしろそういう資格制度よりは、資格ではなくて、若い人たちがつくった作品を褒めて表彰するとか、あるいはその表彰したところを例えば日本のあちこちで展示するとか、そういうような形で作品を褒めていくことによつて、若いこれから伝統工芸士を目指す人を育成したらよろしいんではないかという意見がむしろ多いような状況でございます。これはなお宿題としてはいただいておりますが、今までのところでは両論拮抗し、ややこの制度をつくることについてネガティブな反応が多いというのが現状でございます。

○倉田寛之君 我が国企業の方について、最近議論が活発化しております。例えば、経団連人間と文化フォーラムの中で、会社中心主義の改革は可能かとか、利益なき資本主義は可能かとか、日本型経営が危ないとか、それぞれ要路の方々がいろいろな角度で講演をいたしております。時間の関係でそれを一々申し上げませんが、特に我が国産業経済の顔となつた大企業におきましてその行動様式が問われております。競争原理のもとにおきましては自己の利益を追求することが経済の活性化をもたらすことであるというところは事実であると思つて、新しい企業理念として、企業の市民社会への貢献ということが求められております。

このような流れの中で盛んになつてきた企業のメセナ、いわゆる芸術文化に対する援助活動につきましても、支援対象が広告効果のある有名一流芸術家に集中するといった批判があることなどを考えてまいりますと、それこそ国民の生活、文化に通じ芸術性もある伝統的工芸品に対しても企業の支援体制を整備される方が講じられるべきではないかと思つております。景気の低迷でしつぱみ懸念されている企業メセナに対して、聞くところにより、文化庁はPR活動を開始するとのこととあります。しかし、文化庁のPR活動とい

文化庁はPR活動を開始するとのこととあります。しかし、文化庁のPR活動とい

うのは、予算規模からいってそれほど期待を持たれるものではありません。

このような周囲の活動などとの連携も含めまして、通産省として考えられる具体的な、ただいま私が申し上げたことに関連する施策について、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(堤富男君) 最近の企業行動論、その中で企業と文化ということが大変いろいろ論じられていたことは私たちも知っております。私の局も生活、文化というところを一つのモットーとしておりまして、繊維から伝統工芸品まで含めまして、これ自身が単なる量的な追求ではなくて質的な向上を含めた生活、文化ということの向上につながり、それがひいては日本の企業の社会への貢献になるのではないかとこのように思っている次第でございます。

特にこの伝統工芸品に対して大企業が興味を持っていただくことがあるとすれば、私は必ずあると思っておりますが、これは単に先ほど申し上げました企業として伝統工芸品とつながることがメリットがあるという大企業側の意見だけではなくて、それ自身が日本の伝統ないしは伝統の技術を残すということに貢献をするという意味で企業の文化活動の一つに位置づけていただくということも可能であると思っております。

大変いいサジェスションでございますので、そのアイデアを活用させていただいて今後の施策を講じたいと思っております。

○倉田寛之君 時間はもう少々あるのですが、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案につきましても、数点お尋ねを申し上げる予定でございます。一点だけお尋ねをさせていただきます。

地方の時代と言われて大変久しいものがございます。しかしながら、地方の衰退というのは今大きな政治課題になっております。通常、県庁所在地等あらかじめ都市機能が付与されている場合を除きますと、多くの都市及び地域産業というの

は、みずからその使命を創造しなければならぬ定めにあるようでありまして、地域産業の活性化策の道筋を説いてはいるものの、その具体策はすべて現地任せであります。新産、工特を初めとする地域産業の振興法は幾多を数えてまいりました。

今や目新しいものではございません。かつて、八〇年代通商政策ビジョンにおきましては、地域振興策として提示されたテクノポリス構想とともに話題を呼んだものに国際商業都市構想というのがありました。また、地域産業構想というのもありました。これらの成果は、もう私が申し上げるまでもない、周知のとおりであります。地方の衰退がさらに進んでいる今日、経営資源の限られた地域産業への具体的な支援策を国がみずから下す時期が到来しているのではないかと、まさにそういう感

を深くいたします。したがって、本法律案を通じて幾多の歴史を経てきた対応策に乗って今後どのように活性化していくべきか、御所見を一点だけ伺いをいたしておきたいと思っております。

○政府委員(南学政明君) 今、倉田委員の方から、地方の衰退が進んだ今日、地域産業への具体的支援策を国がみずから下す時期が到来したという御指摘がございました。私もそのような認識を持ちまして、今回この法案の御審議をいただいているところであります。経済社会環境の変化に対応しまして、新しい地域の顔となるような産業の芽をぜひこの法律をもとにしてつくつていきたいというのが我々の気持ちでございます。

具体的には、国が施策の対象となる特定中小企業集積、特定分野の選定方法などを統一的に指針として明らかにします。この指針を踏まえて、都道府県が集積の経済状況、コンセンサスの形成状況等を勘案しながら施策の対象となる具体的な集積、その発展の方向等を活性化計画に取りまとめ、そしてこの活性化計画は国の承認にかからしめていくわけでありまして、先ほど先生の御指摘

でしたが、この法案では施策を地方任せにしていくわけではございませんで、国が方針を定め、その方針に沿うものについて施策を展開することにしたというわけでありまして、

なお、この法律の施行に当たりまして、国が都道府県等の地方公共団体と緊密な連携をとりながらその円滑な実施に努めていくことはもとよりであります。また、これまでも国におきましては、地域産業の振興対策に大いに力を入れてまいりました。例えば、地域産業振興センター、支援センター等の地域産業振興のための中核施設の整備の推進を図ったり、あるいは地域中小企業の技術力、デザイン力の向上等を図る施策など、国が主体となつて積極的に展開してきているわけであり

ます。今後とも、国としては、地方と緊密な協力関係を保ちながら適切な役割分担のもとに地域活性化のために全力を傾注してまいりたいと考えております。

○倉田寛之君 終わります。

○三木忠雄君 それでは、特定中小企業集積の活性化の問題から、ちょうど続きになりますのでその問題から始めていきたいと思っております。

景気の減速傾向の中で、この集積法案というのは非常に各地域で期待をされていると思っております。既に、通産大臣が自治大臣で入ったときに、ふるさと創生論をいろいろやられたこともあると思っております。これは中小企業の集積法、これからいろいろ議論してみたいと思えますけれども、非常に期待をされている問題だろうと思っております。

そういう中で、従来、中小企業対策というのはいろんな形で法律をつくってきました。実施をされて非常に効果のあったものが大多数であろうと敬意を表しておきたいと思っております。今回のこの集積法という概念ですね。今までの中小企業という比較的個々の企業の融資だとか、あるいは成長を図るためにいろんな問題があった。今回は、地域に集積法というシステムに何か援助をするような感じ、あるいはそれを強化するような感じに

受け取られるわけでありませぬけれども、この集積法と従来のこの法律等についての考え方、この点についてのまず大臣から意見を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(渡部恒三君) 今まで、先生御指摘のように事業転換法あるいは特定地域法等、中小企業施策をやつてまいりました。それなりの効果をそれぞれ時期に上げ、先ほど申し上げたのでありますけれども、戦後の我が国の経済、為替相場の変動あるいは円高、円安、またエネルギーショック、こういう中で我が国の経済を支えておる中小企業を活性化するために役に立つてきたものと私ども自負しております。

今、この国の最大の政治課題が一極集中、これをやはり排除して、北は北海道から南は九州、沖縄まで国土の均衡ある発展を図つていかなければならない。それには、それぞれの地域に産業というものを振興させていかなければならない。また、それは地域産業であり伝統産業であり、その地域の中小企業、この中小企業をこれから地域社会の経済の活力に役立たせていこう、こういうような基本的な方向の中でお願いをしておるわけでありまして、法案の内容等については長官より説明をさせていただきます。

○三木忠雄君 あと個々の問題について長官にいろいろ伺いたいと思っておりますけれども、今まで行った転換法あるいは特定地域の法律、技術法及び融合化法等のこういう法案と今回の集積法との関連性、あるいはどういふふうなつながりになってくるのか、この問題についてまず伺っていただきたい。

○政府委員(南学政明君) まず事業転換法でございますが、これは昭和六十一年、経済環境が非常に変化したということで、特定の業種を国が指定しまして、当該業種に属する中小企業者の事業転換の円滑化を目的とした法律でございます。この法律は業種対策でありまして、私どもが今御審議をお願いしておりますこの法律は、業種対策ではなくて、特定中小企業集積の活性化を目的とし

ただきたいと思ひます。

一例を挙げますと、やっぱり公害防止等の問題でいろいろ苦慮されながら企業を始めてきた。五年ぐらいていろいろ体質改善ができて、さあこれから販売だ、営業だとなつたときに、さらにそういうソフトの面あるいはさらに技術開発とか包装とかいろんな問題でやりたいけれども、恐らく特定地域には指定されないだろう、こうなるところがあるわけです、集積地域に。そうなつたところのやはり企業というのは非常に問題になる、こういうところがいろいろ心配をされている。したがって、この法律が失効された後の対応がやはり問題ではなからうかと、こういう点を老練心ながら、私はそういう企業からのいろんな陳情もいただいておりますので、その点はよく目配りをして、今までやってしまつたんだからだめだというようなことにならないように、せっかく努力してきたものがだめになつたと、こういうことにならないようにしてもらいたいと思ひます。

それから、転換は五年の二月に終わるんですね、恐らく。そうすると、今年四年ですから、五年の二月に終わるとなると、早くやめるならやめるとか、一年ぐら前にやつぱりある程度審議されなきゃいけないんじゃないかと、こういうふうな感じもするわけです。去年の十二月に終わつて、集積法今審議しているわけです。指針策定して、やつぱり半年ぐらいかかるわけです。この間、ある意味じゃ途切れるんじゃないかという感じがするわけです。皆さん方は皆さんの計画もあるでしょうけれども、実際事業を一生懸命進めようとする人から見れば、ちよつと何か途切れるような感じをするわけですから、この問題はどうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 転換法につきましましては、御指摘のとおりでございます。昭和六十一年に制定されて七年間の時限法でございますので、来年平成五年の二月に期限切れを迎えるというところになるわけでございます。期限切れ後同法をどう取り扱うかということについては、現在のところはまだこうするという方針が固まつてい

るわけではございませんが、一つは昭和六十一年と来年の二月という時期がかなり経済事情等が違つておるのではないかと、これも考えられませんが、また先生の今御指摘のような点もあろうかと思ひますので、これから内外のいろいろな経済動向等も考えながら慎重に検討をしたいというふうに考へておられます。

○三木忠雄君 それは慎重に検討するのは結構なんですが、やつぱり手当てをしつかり、中小企業のいろいろな法律はつくられるけれども、全部が全部成功するというわけにはいかないでしょうけれども。

この行政管理庁の監察結果を四法案についていろいろ勉強させてもらいましたよ、確かにいろいろ指摘をされていますよ。こういう問題について、通産としてはどういうふうな考へていますか。

○政府委員(桑原茂樹君) 昨年八月に行政監察の結果、改善意見をいただきました。御指摘のとおりかなり網羅的にいろいろな点について御指摘をいただいております。内容的には、この特定中小企業対策であるとか事業転換対策等につきまして、法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化等を踏まえた施策のあり方を見直せというふうなこともございましたし、あるいは運用の問題として金融機関との連携をしつかりやれとか、あるいは補助事業の実施状況の確な把握に努めろというふうな話もございました。個々の項目につきまして我々としましていろいろの努力をいたしております。例えば、事務手続の簡素化であるとか、都道府県等への指導の徹底というふうなことの措置を既に講じたところでございまして、行政監察の趣旨は十分に生かされていますと我々は自負いたしております。

なお、御審議いただいておりますこの集積法案でございますが、これも実は行政監察でいろいろ指摘を受けてまして、要すれば特定地域法が失効した後の施策のあり方についてよく検討しなさいとい

う指摘がございまして、それを受けまして我々としていろいろ検討いたしました。こうした法律案をまとめさせていたいただいたこととござい

ます。○三木忠雄君 この法案の細かなことを一々聞くつもりはないですけれども、いろいろ参考にされて努力はされていることは考えられるんですけども、まあそれよりもちよつと今までと概念の変わったこの集積法の対象はどういうふうな考へて

いるのか。また、全国でどれぐらいの対象を考へているのか、この点についてまず伺いたいと思ひます。○政府委員(桑原茂樹君) 対象と申しますのは、都道府県が具体的に活性化計画をつくるその対象

地域のことだろと思ひますけれども、これにつきましましては、法律が施行されてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集積についてこういう方向で活性化したいという具

体的な活性化計画をまとめられて我々に持つてきていたただけるものですから、今の時点で何か所と

いうことを一律に言うのは非常に難しいところでございまして、我々が今まで都道府県であるとかあるいは直接市町村の方々が来られました、非常に熱心に要望されておることを聞き

ますと、かなり活発にこういう計画をぜひやりたいというところがあるのではないかと、こういうふう

に考へております。数は、最終的にどのぐらいになるかというところについては必ずしも今の時点で

はつきりしたことは言えないわけでございますけれども、我々としまして、当面、全国で大体百地域程度の活性化計画の承認をすることになるんじゃないかなというふうな感じでおるわけでございます。○三木忠雄君 この法律案は十年ですね、十年で終わると。そうすると、百地域、一挙に一年目から全国で百地域になるわけはないと思ひますね。これは各市町村と各都道府県でいろいろ話し合いをするわけですが、具体的にこの法律、これは審議して実際のな問題はきょうの委員会あるいはあしたの本会議等もありますが、実際の運用の面になってきますと、「この法律は、公布の日から「六月を超えない」となつていまして、それで指針をつくる、そういう順序になつてきますと、一年目の一番最初の計画申請はいつころになると想定されるんですか。○政府委員(桑原茂樹君) ただいま御指摘されたようなタイムスケジュールでございますので、国のまず活性化指針が決まるのは秋口あたりになろうかと思つております。したがって、それに基づいて各県の具体的な活性化計画の作成というのはそれ以降になるわけでございます。ただ、既にいろいろな意味で前準備をしていただいておりますので、と思ひますので、それから初めてスタートするというわけではないと思ひますけれども、しかし形式的にはその後になりますので、今年度じゅう幾つぐらいの活性化計画が承認に至るか今の時点では必ずしもはつきりしておるわけではございません。百地域の中の一部、五分の一とか、そのくらの数が最大限なのかという気もいたしておりますが、この辺につきましましてはもう少し様子を見たいというふうな考へております。○三木忠雄君 そうしますと、具体的にこの法案の二条の二項では、「この法律において「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、「それからまた、「工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が」と、こういうふうな法律はうたつていますけれども、この「一体である地域」とは、これはどういふように限定をするのか。それともう一つは、「関連性が高い事業を相当数の中小企業者」という、この「相当数」とはどのぐらいの考へ方を基準にしているのか、この点について説明してください。○政府委員(桑原茂樹君) 「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域」と申しますのは、「自然的」というのは、地理的に分断されておらず、自然で当然一つの連続した地域であるということ

でございます。「経済的」と申しますのは、一つの経済圏としてふさわしい、一つの経済圏として見られる地域という意味でございます。「社会的」と申しますのは、一つまたは複数の市町村というものを単位としていることとございまして、要すれば、この「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域」というのは、以上のようなことを総合的に勘案して一体性があると見られる地域を我々は考えているわけでございます。

それで、「相当数」というのはどのくらいかということでございますけれども、要すれば、中小企業が集積としてのメリットがある、集積として活性化すべき実態があるということでもございまして、まあ大体最低五十社程度の中小企業の集積があるということが条件ではないかというふうに見ているわけでございます。

○三木忠雄君 そうすると、「自然的経済的社会的条件」ですね、一定の地域、一市二、三町と。これ百ぐらいの地域で補助金の地元の対応等にも関係あるんでしょうけれども、例えば北海道ですね、これは日本の国で言えば東北六県か七県ぐらいのこういう地域であるとした場合に、調査室のいろいろ読ませていただいた資料から見ますと、例えば北洋漁業で不況になって大変な地域が各市別にずつとあるわけですね。そういうものをまとめて集積化法を適用するのか、あるいはそのうち一市あるいはその周辺の市町村単位にまとめてやっていく方法なのか。

個々にやっていますと、同じ水産業でも北海道であれば、例えば函館がある、あるいは釧路がある、根室がある、紋別がある、あるいは網走があるとか稚内があるとかいうふうな感じになってきますと、特定集積化法でやりたいとした場合に、例えばそれという基準で都道府県は算定するのか。こちらのお考え方について。

○政府委員(桑原茂樹君) 北海道でございますけれども、大変広い地域でございますし、水産加工の関係の都市が数多くあるというのはそのとおりだろうと思えますし、また我々のところにもそう

したところから数多くの御要望もいただいておりますので、大変熱心なところが多いというふうな認識を持っておるわけでございます。

ただ、水産加工でございますので、そういうところを全部、複数のものを一つの地域として見たらどうかという今の御指摘でございますが、それはちよつとこの法律上は難しいわけでございまして、例えば釧路なら釧路、根室なら根室というのでございます。それは一つの経済地域でもございまして、一つの自然的経済的社会的条件から見ますし、それぞれ分かれた地域であるというふうに見られるわけでございますので、別々の活性化計画をつくっていただくということになるのではないかと思っております。

なお、百地域というわけでございまして、都道府県ごとにこの県は幾つとか、そういうのは特に決めておるわけではございませんで、そこはおのずと都道府県等の熱意であるとか、都道府県における活性化すべき集積がどの程度あるかとか、その他いろいろな条件を考えて指定がなされるというわけでございまして、我々としては、そうした全体の需要の中で優先度をつけていろいろ考えていきたいというふうにご覧いただいております。

○三木忠雄君 そこは、優先度をつけるという問題あるいは選別という問題になってきますと、例えば大きな都道府県と小さな都道府県あるいは中くらいのところいろいろあると思うんですね。あるいは集積化が該当する県というのは、例えば大きな県であれば三つ、北海道なら五つとか七つとかいろいろ分かれてくると思うんですよ。そういう場合の優先順序とか、集積化法に該当すれば全部認めていくという方式なのか。そこらの問題はどうかでございましょうか。

○政府委員(南学政明君) 本法律が制定された後に、指針を国がつくっていくわけでありまして、この指針が都道府県がつくる活性化計画の一つの承認基準みたいなものになっていくわけでありまして、我々としては、そうした指針の要件に合致す

るものであればできるだけ広く認めていきたい、こんなふうな気持ちでおります。

○三木忠雄君 中小企業庁長官、力強い答弁しているから、これがどどんと集積法でいろいろ出てきた場合に積極的に認められると思うんですけども、そうするとこの予算上の支援措置ですね、これ補助金はどういうふうなぐあいになってくるんですか。これは、やっぱり一年に幾らだとか、どういうぐあいになってくるというぐらゐの規模はあるんでしょう、ある程度の計画はあるんでしょう。これはどうですか。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案を真打ちいたしますところのいろいろな支援措置がありまして、予算上の点もございまして、金融上あるいは税制上の問題もあるわけでございまして、けれども、これは本年度、四年度におきましては総額十億六千万円の予算を組んでございまして、これは中身的には、都道府県に対する補助であるとか支援機関に対する補助とか、それから組合に対する補助とかいろいろあるわけでございまして、けれども、今御関心のあります箇所数と予算との関係はどうかということになりますと、今年度におきましては、具体的に何カ所指定するかというののはつきりしない点もございまして、また各都道府県が非常に熱心であるということもございまして、我々としては、四十七都道府県を対象にしまして一律に調査費を差し上げるということにはいたしておるわけでございまして、来年度以降の予算上の措置につきましては、そうした実態あるいは需要というものを見まして、過不足ないような形で予算を確保していきたいというふうにご覧いただいております。

○三木忠雄君 だから、私は最初に、去年の十二月にこの特定地域法が失効すると、新しい法律に、集積に乗っかるといっても、結局一年間は空白期間がでちやうわけです。事実上の具体的な次の集積法案を検討する場合、都道府県でいろいろ検討し実際に行われる場合に、大体一年間のブ

ランクがあいちゃうという。だから、その分問題が多く、法律の失効と次の対応という問題についてやっばりよく継続性が無いと非常に困るんじゃないかということをお私最初から指摘しておる。

今回は、支援措置をいろいろ補助金で都道府県なんかに出す。都道府県はそれを受けて、恐らく本年度中は計画段階に終わっちゃうんじゃないか、具体的に言えば、実際に中小企業等があるいは集積化法に基づいて行おうとしている企業は、やはり来年から実際的には事業転換という形になってくるんじゃないかと、もう少し早くやりますと事務上は言うかもしれないけれども、この問題が景気刺激をしようという中小企業のいろいろの対応を考えてみたときに、一年間やっばりプランクがあくくじゃないかという、こういう感じを受けるんですけども、この点はいかがですか。

○政府委員(南学政明君) 先生御指摘の特定地域法、これは昨年十二月末に切れたわけでありまして、失効という格好になりましたのは、当該法律の目的がおおむね達成されたという判断のもとに失効ということになったわけでありまして、多くの地域が経済の活力をもとに戻したというふうな実態にございまして、中に先生御指摘のように然として不況の地域がございまして、これにつきましては、先ほど部長から御説明いたしましたように、体質強化資金制度を継続してそのバックアップをしていくというのが方針でありまして、私も、この特定地域法が失効したからこの法律を新しく提案するという直接のリンクがあるものとして位置づけているわけではございません。新しい時代のニーズに応じて集積を活性化したいという、そういう背景でもってこの法律を提案したわけでありまして、

先生御指摘のように、秋口ぐらいに指針をつくりますけれども、具体的な都道府県からの計画が申請され承認されるというのはややその後時間がかかろうかと思えます。しかし、この法律案というも

のを各都道府県にも従来から詳しく説明しておりまして、できるだけ早い段階で物事が進むように我々としても準備を進めておりますので、先生の御期待に少しでも沿えるように努力をしてまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 これは、通産大臣に特に要望しておきます。

数多くこういう要請が出てきたときに、手っ取り早く、都道府県に責任があるわけでありませうけれども、やはり法律の公布から施行までの間に六カ月を待たずというこの問題がどの程度早められるのかという、事務的に詰めてきたのであれば公布の日からの程度早く実施に移されるのかどうか、これらの問題と都道府県から申請されてきた問題についてはやはり早く実行する、これが景気刺激の問題に大きな役割をするだろう、こう思っていますので、これは通産大臣から一言意見を聞いておきたい。

○国務大臣(渡部恒三君) 今、三木先生のお話を伺いました。お話を聞いて、それぞれもつともなお話でございますが、御趣旨にできる限り沿うよう頑張つてみたいと思えます。

○三木忠雄君 円滑化計画の策定に当たっているような支援策が、今までにない特定な問題があるわけですね。この支援策も非常にいろいろある考えられたと思うんですけども、新しい進出、あるいは組合や商工会議所ですか、そういう指導をする場合に、具体的にどのような支援措置とあるか、具体的にメリットはどういう問題があるのか、この点について伺っておきたいと思えます。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律上、円滑化計画と申しますのは、地方の組合がつくる計画のことでございますけれども、組合に対する補助としまして、先ほど申し上げました十億六千万円の総予算の中で、一億四千二百万円ほどを計上いたしております。これは、個々の組合に対して一つ当たり千八百万円の予算ということで補助をするということになっていくわけでございます。

○三木忠雄君 二分の一の補助ですけれども、都

道府県がまたこれに対応して補助するんですか、その組合等については。

○政府委員(桑原茂樹君) 御指摘のとおりでございます。

○三木忠雄君 そうすると、先ほどからいろいろ議論しているように、各都道府県に集積化法をやりたいという例えれば北海道とかあるいは大きな県で、例えば東京都、東京は少ないとは思いますが、けれども、そういう集積化法をやるという地域がいれば、一千万円といえれば大したことないという人もいるかもしれないけれども、数が多い県と一つしかやらない県とか、いろいろ対応は違ってくると思うんですよ。そうすると、国からこれだけの箇所数をやろうとしても、都道府県から上がってくるんですけれども、どういう予算の組み方をしていくのか、これらの問題について。

○政府委員(桑原茂樹君) こうした予算の配分の問題ということになるかと思えますけれども、この辺ににつきましては、各県にそれぞれ例えば一つだとか二つだとか、そういう数字上の画一性というところでやるつもりはございませんで、その需要に応じて必要となるに差し上げるということでやりたいと思っております。

○三木忠雄君 これは、計画がどんどん進められるような体制で、少々予算が取ってなくてもそれぐらゐは調整できるんだらうと私は思うんですけども、今までと違って、やり方が国で箇所を決めてやるのと、今度は都道府県の実地的な申請でしよう。そこらの考え方がちよつと今までは違つた問題じゃないかと、こういう点を私は心配をしていられるわけなんです。今までは国が責任を持つてこれをやりますよという感じだったのが、今度は地方から具体的に検討し、集積化法に基づいて地方が、都道府県がいろいろ自分のところの予算も考えながら申請をする、こういう問題になってきますので、そこがちよつと今までの法律との違いがあるんじゃないか、こんなことを私は老妻心ながら心配をしている点でございます。

これは中小企業庁長官、いいですか。

○政府委員(南学政明君) 確かに、今回の法律案では、従来手法と違つたような手法を考へているわけでありませう。したがって、例えば来年度の予算要求、再来年度の予算要求をするような場合にも、地方自治体との連携を密にし、その進捗状況などを十分把握の上で所要の予算を要求し、その実現に努めてまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 それは、もうぜひとも概算要求のときからよく詰めてやっていた方がいいというところを強く要望しておきたいと思えます。

余り時間がないので、次の伝統的工芸品の振興法案について、二回つておきたいと思えます。この伝統産業の問題については、大変な苦勞をされて通産省もいろいろ努力されていると思ふし、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦勞されている。私も先般私の地元に戻つたときにも、阿波和紙とかしじら織とか、伝統産業が徳島には二つあるんです。これを見ても、非常に苦勞しているいろいろ経営をやっている、こういう問題点があるんです。

もう時間がありません。端的に何点か聞いてみたいと思ふんですけども、具体的に和紙ですと、建築の方に今後将来使いたい、こういうふうな複合企業あるいは異業種の企業との交流をいろいろやろう、こう考へているわけですよ。

ところが、例えば建物等は補助をいろいろしていただいたんですね、阿波和紙の工場は、いい建物を、ハードの面はちよつとできてはいるわけですよ。ところが、今後異業種と交流したい、あるいは販売を促進したい、こういう場合のイベントをいろいろやらなきゃいけない、あるいはいろいろな行事をやらなきゃいかぬ、展示会をやらなきゃいけない、こういうところのソフトの面に対する予算が、伝統産業の小さな企業であるがゆえにいい技術があつてもそういう展開がなかなかできないというところで非常に苦慮されているんです。建物は、確かにいいものができてはいるんです。

これはもう国が助成し、あるいは市町村が助成し、組合が出していい建物が確かにできてはいる組合もあるわけですね。ところが、そういうハードの面はできたけれども、ソフトの面のいろいろな協力とか、あるいは助成とか補助とか前向きに進めていこうとしてもそれだけの体質を持っていない、あるいは異業種との交流をやるうとしてもなかなかない。こういう問題に対する対応は、この法案でどう考へられているのか。

○政府委員(渡部恒三君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰返しになりますが、メーカーに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておりました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるかとこの面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というような意味でのソフトの施策もあつたわけでございます。

〔委員長退席、理事松尾官平君着席〕
ただ、今委員御指摘のとおり、異業種との交流という考へ方は従来の法体系の中にはございませんでした。これは要するに、伝統工芸品そのものに着目してこれを純粋に振興しようという考へ方でございます。

今回は、各産地の状況を見ますと、大変青年部を含めましてそういう異業種交流に対する希求というのが非常に強いものでございますから、今回の対策の中では、振興計画と加えて活用計画というのを入れましたのは全くその御趣旨でございます。まして、伝統工芸品そのもの、あるいは技術、技法を活用して現代産業とある意味の連係プレーができるようにならないだろうかということもねらつた施策でございます。これは、ひいては産地自身が純粋培養のもとで少しずつ小さくなっていくというところを少しもとめ、さらに将来産地としての夢ができるためにこういう計画を盛り込んだわけでございます。

この計画の中には、今後あわせて、ハードに加えてソフトという面も当然施策の中には入っているわけでございます。

○三木忠雄君 百七十四品目ですか、この伝統産業。これはさておいて、それ以外に未指定の伝統産業、この振興策というのはどういうふうな考えでいるんですか。

○政府委員(堤富男君) 現在、産地の全部の数が約一千あると思います。その中で百七十四でございいますから、二割ぐらいしかやっていないではないかということですが、従業員数とか売り上げにいたしますと恐らく七、八割をカバーするかなりの大きい部分がございます。ただ、産地の数でいきますと、この百七十四のほかに県で指定をして県としてやっているものが私たちの計算で大体六百弱でございますので、この施策体系というのが、国で百七十四、その下に六百の県で単独でやっているものがあるということでございます。

我々といましては、そういう県レベルの施策というの当然交流を深めながら、展示会をやるときには一緒にやるというような格好でやらせていただいております。それから、我々が年に一回やっております伝産月間の推進期間におきましては、一緒にこの活動をやり、一緒に展示会をやるというようなこともやってございますし、それから伝産協会でもやっております功労者表彰というような場合には、大産地、中産地、小産地を問わず、小規模産地も含めまして功労者の表彰というような形でやっております。したがって、決して小規模産地を忘れてはいるわけではございませんが、今後とも、この指定の拡大あるいは県単計画の拡大というようなことを図ってまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 あと人材の育成策とか後継策、いろいろ議論されておりましたから余り聞かずともいらないんですけども、この間四回へ帰ったときに、外国人が和紙の、あるいはモザイクとか、そういう技術を持った人たちを呼んだりしているんです。そういう技術者を招聘するといつても、伝統産業だから全然対象にはならないんですけれども、やっぱり日本の伝統産業を学びに来ている外人さんもあるわけですね。向こうへ帰ってやり

たいと一生懸命努力をしているわけですよ。ところが、そういう外人さんの伝統産業、そういう場所には宿舎だとかあるいは援助してあげるといっても援助する体質がないわけですね。そういうところに対する後継者育成あるいは人材育成あるいは海外への普及、こういう問題についてやはり少し考慮された方がいいんじゃないかというふうな考えも持って帰ってきたんですけれども、どうですか。

○政府委員(堤富男君) 海外の研修生につきましては、実は前回法律制定のときには、日本の伝統技術がいれば外国人の手で、言葉が的確でないかもしれないけれども、とられて外国からまた同じものが入ってくるということが大変問題になったことがございます。そういうものとの関係では、証紙を張って日本でできたことを明確にしようとかというふうな意味の施策となつて今残っておりますが、ただおっしゃるような意味で、伝統工芸品が日本の顔になり日本の産業の顔になるという施策は、我々としても非常に重要だと思っております。

海外で伝統工芸品の展示あるいはPRというものは伝産協会を通じたり、あるいはJETROの事業としてやらせていただいております。さらに加えまして、今回支援計画という名前のもとでつくりまします手づくりカレッジの中では、当然内外を問わず研修の中に入っていたことは可能でございますし、そういうまた支援計画の中で行われまします交流というのは、消費者の交流、現代産業との交流、外国の伝産工業との交流というように、国との交流、非常に重要かと思っております。

○三木忠雄君 先ほど功労者の表彰という話がありましたけれども、東京の墨田区で羽子板をつくって何十年も努力をされている人たちがいるわけですよ。ところが、従業員というの是一家でやっている。もう本当に努力をしている、しかし家外目立たないわけですね、海外に輸出とかお土産に持っていくとか、いろいろな形では利用され

ているわけですね。それだけじゃなしに、少人数でやっているところで非常に優秀な技術を持つていろいろ努力をされている伝統工芸を守っている人たちがいる。せめて、大臣がそういうところの大表彰でもしてあげるように努力をし、張り合いを持たせ、日本の伝統工芸を守っていく。規模はあるんでしようけれども、小規模企業の人たちに対して目配りをしっかりやっていただきたいということを強く要望して、大臣から何か話があれば一言伺つて、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(渡部恒三君) 大変大事なことだと思いますので、検討してまいりたいと思っております。

○市川正一君 私は、最初に、通産省の伝統的工芸品産業の振興に関する基本的認識をお伺いしておきたいと思っております。

渡部通産大臣は、本法案の提案理由の説明の中で、「現在、伝統的工芸品産業は、従事者の減少や高齢化、需要の停滞、伝統的な商品のみに依存してきたことによる産業活力の低下等の事態に直面しており、このままでは、近い将来に多くの伝統的工芸品産業が衰退、消滅するおそれがあります。」、こう述べていらつしやる。

私は、今回の法案審議の準備のために、改めて十八年前の本法制定当時の会議録、これでございますが、読み直してみました。時は一九七四年二月二十七日付、第七十二国会衆議院商工委員会の会議録であります。今は亡き田中六助衆議院議員が提案理由でこう言っておられます。近年、社会経済情勢の変化により、「一幾多の困難に直面し、後継者の確保難、原材料の入手難、さらには伝統的な技術または技法の消滅のおそれ等、その存立の基盤を喪失しかねない実情となつております。」、極めて問題をリアルに指摘しております。

しかし、この伝統的工芸品産業審議会が行った答申がございまして。この答申によりまして、伝産法制定後の推移は、遺憾ながら必ずしも振興の成果が上がっているとは言えない状況にあるというふうに述べておりますが、私もまさにそのとおり

だと思っております。では、問題はなぜこの答申が言うように成果が上がっていないのか、まずこの点について通産大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 今お話を聞いておりますが、その法律ができて上がつて施行されるべき、たしか私は通産省の政務次官になっておつたような記憶を今思い出しましたけれども、それだけの地域の伝統産業を指定して、私の地域もそのとき漆器産業で指定を受けておりますが、伝統工芸品産業とかやはりあのとき非常に大きな期待を持ってそれなりに一生懸命努力して、私は法律の精神はきょうまで生かされてそれぞれの伝統産業を守っていくために役立ってきたと、こう思っております。

ただ、時代の流れというものが、それよりも大きく新しい近代産業を中心としたこの国の経済のとうとうたる発展の中で、若者たちがどうしてもやはり地味な根気の要るこういう伝統産業を一生懸命やろうという人が少なくなつてくるのか、いろいろ消費者のニーズも変わつてくるのかという中で、法律の精神も生かされ、またそれなりに指定された地域の人も努力をしておりますけれども、残念ながら今日のような状態にありますので、ここでさらに今日の時代に合せてこの法律案を改正させていただいて、時代に合った伝統産業を守つて二十一世紀につないでいく役割を果たしたい、こういうことでもあります。

○市川正一君 大臣は、時代のとうとうたる流れと、こうおっしゃつたけれども、流れというのは人間社会の場合に、自然なものじゃなくて、やっぱり僕は政策だと思つております。この点は後で触れますけれども、私は最初に申したように改善の方向です。ですから、賛成するにやぶさかではございません。しかし、十八年もたつていないのに見るべき成果も上げなかつたという点で、通産省の責任をあいまいにすることは私ではできぬと思つております。

私は、これまで伝統的工芸品産業、例えば西陣織などの絹織物あるいは大匠も今お触れになつてそのゆかりも深い津塗など、一つ一つは申しませんけれども、本委員会で取り上げてまいりました。とりわけ私は、本場の奄美大島つむぎ類似品の輸入規制の問題、産地振興対策については何度か本委員会で質問して追及してまいりましたが、率直に言つて通産省は実効ある対策をとりませんでした。あまつさえ、伝統工芸品産地の振興について積極的な提案をいたしませんと、これまでの対応は、伝産法は議員立法だから当省としてはそんなことまでするつもりはないというような底流さえうかがえたんです。

今回の改正案の提案に当たつて、私は、この十八年間を総括してどういう反省をなさり、どういう教訓を積み取つておられるのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(堤富男君) この法律が五党共同提案ということで四十九年に制定されて以来、十八年ぶりという長い期間がかつたことは事実でございます。確かに、法律を改正する提案権というのは議会にもございますし、行政府にもあるわけでございますが、これは気持ちの上で、確かに五党共同で出された議員提案の法律につきましては、それなりに我々としては大変尊重をしておつたつもりでございます。

その間、単にこれを見ていたわけではございませんで、一生懸命実施をしてきたわけでございませぬ。五十年には伝統工芸士の制度をつくるですとか、あるいは五十一年には工芸士のための展示会を初めて開催するとか、五十七年には伝統工芸士を初めて叙勲の対象にするとか、五十八年には今年年やつております十一月の月間推進会議を起すというふうなことをやっておりますし、五十九年、六十三年、それぞれ第二次振興計画、第三次振興計画というふうな形で、それぞれその時代に合った対策を一生懸命講じてきたことは事実でございます。ただ、最近になりまして我々が事態を見ます

と、やはり伝統工芸品にだけ注目し、メーカーにだけ注目した施策では、現在の下降傾向、これは総じて下降しておるという傾向、産地ごとによりますと非常にその動きはまばらではございませぬけれども、そういう動きをとめるということができないのではないだろうかという観点から、今回伝統工芸品産業審議会にも諮問いたしました。いろいろな施策を承つたわけでございませぬ。これを実施するためにはやはり改正が要するというところで、政府として法律の改正に踏み切つた次第であります。

○市川正一君 尊重するというのは、じつと手をこまねいて見ていることじゃありませんよ。

それで、私さつきも引用した通産大臣の提案理由では、「伝統的な商品のみに依存してきたことによる産業活力の低下」、こう述べていらつしやるんです。そこをどう理解するかなんですが、あたかも伝統を守つてきたことを消極的ないしは否定的にとらえてはならぬと思うので

しかし、十八年前を思い起こしてみますと、危機に直面した西陣織や奄美大島つむぎなどの伝統工芸品産地が必死の運動を起こしました。そして、それを反映してやむにやまらず議員立法に及んだのが事実です。これは、大臣も先ほど述べなさつていたとおりであります。とすれば、私は、伝統を守ることすらも当時考えていなかった、そういう姿勢をとつていらつしやつた通産省こそが今やつぱり改めて反省さるべきだといふふうに思ふんです。しかし、今度改正なさろうということ

はこれは結構なことですから、別にけちをつけているつもりやおませんですけれども、十八年というのかぬと、そういう意味で申しているのです。さつきの大匠のとうとうたる時代の流れ論であります。私は、伝統的工芸品産業と呼ばれる業種を事実上軽視してきたことは、戦後の通産省の産業政策を振り返ると明白だと思ふんです。戦後直後の経済復興を意図した傾斜生産方式について

はこれはさておくとしても、戦後の産業政策を一言で言いますと、六〇年代の特定産業振興法が未成立に終わりました。それ以降、機械、自動車、電子、石油、石油化学、こういう重化学工業中心の産業政策が買われました。一方、中小企業政策もスケールメリットを追求した構造改善、近代化、高度化であつて、結局は、高度成長を遂げる大企業を下から支えるための中小企業の育成という立場からのものにほかなりませんでした。

したがつて、こうした政策路線やこうした方法になじまない伝統的工芸品産業に類するものも振興は、これは放置するに等しい状態であつたといふのが、私は戦後の経過であつたと思ふんです。答申は、諸外国に目を転ずれば、例えば欧州におけるファッション産業や陶磁器産業など、それぞれの国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない。とこう述べております。伝統を守りながら発展させるといふ考え方は、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

先ほど堤局長が倉田議員の質問にも答えられて、イタリアのあのミラノファッションなどのことをおっしゃいました。私は、そういう諸外国の経験からもやはり学ぶべきことを積極的に学ぶ、十八年の総括を申しましたが、反省も含めて再度所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(堤富男君) 戦後の歴史は、私よりも先生の方が詳しいような気もいたしますが、私見を述べさせていただきますと、確かに焼酎のなかからこままではい上がつてくる過程、それぞれ異なる産業のウェイトは、やはり日本の経済発展のためにそれが最も有効であるかという、少ない資源の配分の中での効率的な政策というの、私は一つの選択ではなかつたかと思つております。一方、消費の方の状況も見ますと、我々が欲しい物というものの順番というものがどうもあつたような気がいたします。

どり、そういうものができてくる中で伝統工芸品に対する見直し、本物志向、文化志向というものも出てきたということもまたこれは流れの事実でございまして、そういう中で伝統工芸品の振興につきました四十九年から実施をしてまいりましたけれども、さらにその需要動向あるいは世界の動向等を引き入れながら、当然過去の施策について反省があつた上で、我々はこの政策を考へ出しておるわけでございませぬ。十八年間の行政経験があつたがゆえにこういうことができたのではないかとこのように思つておる次第でございます。

今後の伝統工芸品の重要な位置づけというのは、私らとしても、世界の顔になるための伝統あるいは地域振興になるための伝統、あるいは生活とゆとりのための国民生活の充実に役立つ伝統工芸品、そういうような大きな意義を持つたものであるという認識においては人後に落ちるものではないと思ひます。

○市川正一君 しかし承つておきます。そこで、従来より積極的とは言えなかつた伝統的工芸品の問題について、にわかには法律改正を行つて振興を図るといふことは結構なことではあります。同時になぜなかつたかというその真意も私としてはたださざるを得ないのであります。

答申は、ファイナセラムックス産業や自動車産業の例を挙げたり、さつき倉田議員も例証なさいました。現代産業の技術者、設計者が伝統的工芸品の工房を訪ねて、新たな発想を得ている例なども挙げております。この意味するところは、もちろん伝統的工芸品産業の担い手がそういう新しい発展の方向を目指すという主要な側面もありません。

しかし同時に、従来の重化学工業が、先ほど私触れましたように、二十一世紀をにらんで産業としての新しい発展を遂げるために高度成長期に大企業を支える中小企業を育成したように、これまで放置してきた伝統的工芸品産業をも取り込んでいく、言うなれば大企業の新分野進出に利用していかう、そういう政策意図もうかがえるのではないかと

かろうか、こう懸念するのであります。この点は、先ほどの御答弁をしかと承つて、歴史の二十一世紀へ目指すこれらの振興に私は決着をつけたいということにきよようはとどめておきたいと思ひます。

そこで、以下具体的な問題に即して私伺いたのであります。先日私の事務所スタッフが奄美大島に参りました。そして伝統的工芸品産業である、また基幹産業でもある大島つむぎの現状を調査してまいりました。

大島つむぎは、長引く不況の中で経営危機に直面し転売業を余儀なくされ、生産数量はピーク時の三分の一、産業別のウエイトも生産額のトップから最近では五番目のランクに落ち込んでおります。流通経路や価格決定は、消費地の商社やあるいは問屋から、この反物をこの価格でどう指定してきます。ですから、産地問屋や親機を通じてマージンを取ることで末端の業者のところに来るころには地域最賤すら下回る状態になっていると聞いております。こうした仕組みや状況の中で、共同振興事業や活用事業をやっても産地の振興にはつながらずに利益は産地の外へ持っていかれるようなことにはならないだろうか。これを抑える具体的な対策を通産省はお持ちなんだろうか。たびたび今までもやりとりしてまいりましたが、現時点での対策をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(堤富男君) 今回新しく、共同振興計画ということで販売業者の組合との提携、あるいは活用事業ということで消費者あるいは現代産業との交流を深めるといふようなことをねらった計画ができていくわけでございます。

今おっしゃいましたように、この法律の原点はその目的に書いてあるわけでございますが、目的については我々は一切今回の改正の対象にはしておりません。そういう意味では、目的は従来とも全く同じでございます。ただ、その手段として複数の計画を追加したということでございます。ただ、複数の計画を追加した過程で、今委員御指摘

のような意味での本来の伝統を忘れるようなことがあつてはならないということを踏まえまして、我々といましては、基本指針といふのを新たに項を起こしまして、伝統産業振興法のその本務であります目的、さらにそれを具体的に展開した基本指針といふのを考えまして、これはいろいろ現代産業との交流あるいは販売業者との交流をやりませんが、やはり伝統工芸品を残し、その技法、技術を残すということが最終目的でございます。

その目的の実施のための基本指針でございます。この基本指針は、先ほど申し上げましたような複数の計画の認定に当たりましては当然のことながらその審査基準のベースになるわけでございます。また、伝統工芸品あるいは伝統の技術が残される、あるいは伝統産業が振興するといふ、その本務を忘れないようにするためにこういう基本指針をつくつた次第でございます。

○市川正一君 その点、私も同感なんです。今回の法律改正による共同振興事業や活用事業、支援事業にしても、今の伝統的工芸品産業の産地が主体として継続発展しなければ新分野への展開も保証することはできぬわけですね。ですから、振興事業に対する助成措置は、従来よりも充実されてしかるべきだ。そうでなければ、肝心の産地の体質が弱つてしまふ、へたつてしまふ、疲弊してしまふということにはならぬと思ふんですが、再度その点を確認したい。

○政府委員(堤富男君) 従来から持っております産地のメーカーに対する、製造業者に対する振興計画、これにつきましては、そのまま存続をいたすとともに拡充をいたしておるわけでございます。それから、新しい計画を幾つかつくりました。その計画の実施主体は、基本的には従来の産地の企業を中心としたというふうな考へております。

例えば、共同振興計画でございますと、産地にあるメーカーの組合と産地にある卸売業者の組合、その共同で販路の拡大をするということ

でございます。それから支援計画でございますが、支援計画の実施主体というのは、基本的には産地の製造業者あるいは製造業者のつくる組合、そういうものが基本的に投資をしていく会社、そういうような形で法人というふうなものをベースにつくつていきたいと思います。奄美の現地調査の中で出てきた実情に即して伺いたいんですが、今産地の厳しい事態を指摘しましたが、同時に産地の中で新しい発展を指摘す動き、そういう芽が生まれてきているのも事実なんです。

例えば、笠利町の須野というところであります。伝統工芸士の資格を持つ染色の専門家が従来、これはシャリンバイという木でございますが、それを使つた泥染だけでなしに、例えば奄美の島に自生しておりますシイの木や柿の木、これを使つた新しい染色技術や色合いを追求している。また、糸についても手紡ぎの糸で毛糸のような風味を出した素材を開発している、非常に意欲的にやつております。

そこで出された要望は、島で細々と仕事をして自分の開発した素材が消費地のニーズに合っているか、あるいはどういうニーズがあるのかつかめない、できれば消費者の求める製品を把握して、それにふさわしい素材を最初から開発したい。つまり、双方向けの情報交換のルートが欲しい。こういうことでありました。そして安定した販路が確立されれば、やむを得ず本土に出稼ぎに行つて三十年來の経験ある技術者を呼び戻したい、これも言つておりました。今回の法改正は、こういう要望にこたえ得るものなんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(堤富男君) 今個別の例を出していただいたのでございますが、私その個別の企業の方の状況がまだわからないのでお答えが少しぼけるかもしれませんが、それがあつた意味で振興計画とあるいは組合等で認知され、一つの振興計画となつた場合にはいろいろの手段はあるはずでございます。現在の振興計画の中でも、需要開拓資金

ですとか展示会をやるとか、それから今回の共同振興計画の中では、例えば東京にアンテナショップを出してその状況を知るといふような手段も入つていくわけでございます。

こういう伝統工芸品の産業振興の法体系の中でもいろいろ施策がござりますが、さらに奄美大島の場合には、現在通産省と鹿児島県で八億円の高度化融資を行つて総額十億円の奄美群島地域産業振興基金といふのをつくつておりますが、これで毎年七千万とか六千万のいわば収益が出る基金がござります。これは、奄美大島でできる産品、特に奄美大島つむぎのようなものをどういふふう

に振興するかということで、販路開拓、あるいは東京あるいは消費地等の展示会等も含めまして、大変他の産地からうらやまれるぐらゐの立派な振興策が行われておりました。これが具体的に実施をされておる段階であると聞いております。

○市川正一君 あわせて、また御紹介しつてお尋ねいたしますが、竜郷町赤尾木といふところがございます。そこでは大島つむぎの生産工程をガーデンパーク、庭園的なところでいろいろ配置している。これがそのイラストマップなんです。資料を示すつとイベントの広場をつくつていられるんですね。そして郷土の伝統行事と結合して振興を図ろうといふ大島細村といふような構想が進んでおりますが、こういう事業も助成対象になるんでしょうか。

○政府委員(堤富男君) これも、今後振興計画といふようなものの中に入つて共同でおやりになるのか、あるいは個人でおやりになるのかといふような状況によつても違ふかと思つておりますが、ただその発想の原点におきましては、今度我々が考へております手づくりビレッジといふのはあるいはここから名前をいただいたのかもしれないと思つておられるかと思つておられます。単に大島つむぎなり伝統工芸品をそのまま一生懸命売ろうと思つてもなかなかうまくいかないケースに、工程を見せ、さらに観光施設と結びつけて販売の振興を図る、あるいはみずからそのも

の手に、自分でつくってみるというような体験施設も兼ね備えたような施設というのがいわば将来の消費者、本物志向の消費者の動きにびつたり合っているのではないかと、施策の方向といましては大変我々の発想と似ておるわけでございますが、具体的にどういふふうな対象になるかというのは、もう少し実態を調べてからにさせていただきますかと思っております。

○市川正一君 大いに現地を励ますと思えます。最後に、私提案でありますけれども、大島細技術指導センターというのがございまして、これは鹿児島県の施設なんですが、研究開発でも相当な成果を上げております。この館長の言であります、この技術的開発の成果をなかなか産地の業者へ移転できない、転入できない。なぜかという、毎日毎日の生活に業者の人たちが追われてなかなか新しい技術を取り入れることが大変だということですね。何とかこれを実らすために、例えば農業分野では官農指導のために積極的役割を果たしては農業改良普及員というのがあります。こういうような制度をつくって国や地方自治体、組合などが協力して、業者がやってくるのを待つ。のじゃなしに、ちょうど改良普及員のようにこちらの方から出かけていって業者と一体になって新しい発展方向を目指す、そういうような制度をつくられぬもんやろうかというようにおっしゃっていただけたんですが、これは伝統工芸品産業全般にもわたる問題でありますが、ひとつ御検討を賜りたいのであります。いかがでしょうか。

○政府委員(堤宮男君) 鹿児島県の大島つむぎの問題に対する対策の取り組みは、この技術指導センターをつくるというふうなこと、あるいは先ほど申し上げましたような奄美大島振興資金をつくるというふうな対策、大変我々の参考になると思っております。ただ、これだけの手厚い施策を全国的に展開できるかどうか、特に今の技術センターの職員が十九人ぐらいでございますが、これが千件の企業を相手に、巡回指導はやっておりませんが、なかなか農業改良普及員のようにきめ細

かくできておるかどうかが疑問があるところだろうと思っております。大変示唆に富んだ御提案でございまして、宿題としていただいておりますかと思えます。

○市川正一君 大臣もお聞きいただきましたので、在任中にぜひ実りますように御検討賜りますことをお願いいたします。

次に、中小企業集積法についてお伺いいたします。まず、今回の特定中小企業集積法と昨年十二月に失効した特定地域法との関係であります。特定地域法は国が地域を指定してあります。今回は、活性化計画について都道府県が策定し、指定する点など、より地域の実情に合った法律運用にしていける等々の前進面があるというふうには評価いたしております。

ところで、先ほど来同僚議員とのやりとりなどもお聞きした上で伺いたいのは、確かに円高の緊急融資などの後ろ向き対策でなしに、前向きな対策を実施することが今回の法案の目的だと思っております。とすれば、特定地域法で指定した五十一地域二百六十六市町村がその目標を達成して経済状態が回復しており、これらの地域への対策は必要ないかと思っております。

○政府委員(桑原茂樹君) 特定地域法と今度の新しい集積活性化法との違いについては御説明したとおりでございますけれども、従来の特定地域法に基づいて不況地域としておりますものが今度の新しい法案の対象地域としてどうかという点についてでございます。この二つの法案はニュアンスが随分違っておりまして、この二つの法案は随分違っておりまして、この二つの法案は随分違っておりまして、この二つの法案は随分違っております。

性もあると。ますます薄れてくるんですね。なり得るのは、可能性があるのはどこでもということになっちゃうわけですね。そうじゃなしに、私は、特定地域法の特定地域のうち、地域経済状態がほかほかにない地域が少なくとも百四十四町村あるというふうなところに対しては、結局残るのは融資制度だけが残らぬというのじゃなしに、地域経済が回復しない百四十四町村については、今回の中小企業集積法で優先的に中小企業集積に指定していくべきではないのか。一番影響を受けている地域でもあるし、地域振興の上からも必要性があるんじゃないか。そこを私は聞いています。どういふことを言われても、これはもう慰めにもなりません。

○政府委員(桑原茂樹君) ちょっと言葉遣いが違いましたとしても、同じ趣旨でお答えさせていただきます。恐縮でございます。

集積活性化法の具体的な対象地域にどういふものを選ぶかという点につきましては、今先生も御指摘されましたとおり、その地域のインフラなどというものを大変重視した法律案になっておりますので、私も同様として、今こういふ方針で承認するんだとか、そういうことを一律的に申し上げるのはいかがかと思っております。

例えば、従来の特定地域法に基づいての不況地域が、非常に意欲を持って新しい製品なり新しい技術開発に取り組み、ぜひこういふものをやってみて、しかもそれがかなり実現可能性もある、その都道府県としても大いにそれについて努力していきたいというふうなことでございますれば、今先生の御指摘されたことも踏まえて、我々としては検討をさせていただきますというふうな考え方をしております。

○市川正一君 かなり前向きになりましたので、これならばこの地域も今の答弁で積極的に対応すると思っております。

それで私は、そういう経済状態がまだ回復してない地域の一つとして、具体的に函館市の問題で伺います。去年の十一月に日本政府は公海流し網漁を停止することを決めて、そして国連でもこれが採択されました。その結果函館市では、アカイカなどの公海流し網漁に直接携わる漁船二十四隻、乗組員三百四十七人、アカイカの水産加工業者百三十八工場、四千四百九十九人で、出荷額二百三十七億などの直接的被害が出ました。

問題なのは、本委員会とも関連いたしますが、関係業界への影響であります。漁網関係が十五億七千万円、二十二社、六百三十八人。燃料業種、いわゆる油屋さんであります。十五億八千万円、六社、三百四十五人。造船、機械業者十業種、十億円、二十三社、千九十五人などに影響が及ぶ深刻な事態になっております。これらの関連業者にどのような具体的な支援策をとられようとしておられるのか、まず伺いたいと思っております。

○政府委員(桑原茂樹君) 函館地域につきましては、先ほどの説明をいたしておりましたところの十二月に失効した特定地域法の対象地域でございました。その後の経済状況が必ずしもほかほかかしくないという点で、体質強化資金制度によりなお助成を続けておる地域でございます。

漁網につきましては、その関係業種ということで、体質強化資金制度の低利融資の対象となる業種でもございますので、我々としては、設備資金あるいは運転資金というもので漁網関係者からの御要望があれば、この制度を利用していただいて低利融資をさせていただきますというふうな考え方をしております。

○市川正一君 確かに、この流し網漁業禁止をめぐる背景には、乱獲禁止や資源保護など複雑な経過があることは御承知のとおりです。しかし、本委員会ではそれが主題ではありませんので省略いたしますが、地元の流し網をつくっている下請企業三十五社、従業員五百七十名で構成する函館地方漁網団体連絡協議会は、五項目の要求をいたしておりますが、これらの要求に対応する対策とし

て使える制度は、地域中小企業特別融資制度だけ
なんですか。もう少し積極的な広がりが必要でござ
いませんでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 今申し上げたもの以外
に、例えば中小企業設備近代化資金制度というの
がございまして、これは御承知のとおり、主とし
て従業員百人以下の中小企業者に対して、貸し
付け限度額三千万円以下で、無利子の金を償還
期間五年以内という条件でお貸しする制度でござ
います。こうした制度もこの漁網関係者の方はお
使いになれるのではないかとこのように考えてお
ります。このほか、言うまでもなく一般的な中小
企業施策というものが、金融制度とかその他ご
ざいますけれども、こういうものも当然御利用い
ただけるのではないかと、中小企業関係から言え
ば、そういうことでございまして。

○市川正一君 時間が迫ってまいりましたので、
最後の締めくくりの御質問申し上げますが、い
ずれにしても国の方針が急転換するところ
から今度の事態が生まれておるわけでありまし
て、この漁網団体連絡協議会の関連業種に対する
補償措置を含む救済対策の要求というのは道理が
あると、こう存じます。

そういう状況のもとで、函館市は、四月一日に
公海漁網漁網対策本部を設置して、漁業及び関
連産業にわたる総合的な対策の推進を始めまし
た。また、北海道も水産関係の今日の事態に対
応して、特定地域中小企業融資規模七十億円た
めに、十二億二千万円の予算を確保してござい
ます。これもしかし国の資金が同額預託されなけれ
ば、七十億円の融資も難しい状況にあります。
ですから、私は、中小企業庁、北海道庁、函館
市、この三者で連携して十分に知恵を出してい
ただく、力も尽くしていただく、そういうことが求
められておると存じますので、積極的な対応を重
ねて強くお願い申し上げます。私の質問を終わら
せていただきます。その点ではいかがでございま
しょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 地域中小企業特別融資

制度でございまして、北海道で七十億円の融資規
模ということで御希望がございまして、国として
も、それが実現可能になるようなお金を出すこと
にしたいというふうな考えをおるわけでございま
す。

○市川正一君 大臣、どうも失礼いたしました。
最後にも思っていましたんですが、時間がなくな
りました。

○古川太三郎君 今も同僚議員が法律が重なる部
分についてお聞きされたし、それについてはわ
かったんですが、いま一つだけ、この特定中小企
業の集積法の法律と、伝統工芸の部分ですけれ
ども、伝統工芸の法律の適用があつて、なおかつ集
積法の適用はあるのかどうか、このことをちよ
つと聞かせてください。

○政府委員(南学政明君) 改正伝産法は、現行伝
産法と同じく、伝統的工芸品産業の振興を目的と
いたしております。私どもの法律は、中小企業集
積の活性化ということを目的といたしております
て、目的が違つてはありますが、伝統的産業
を中心とした中小企業集積につきましても、伝統的
工芸品を製造する中小企業者の計画が、私どもの
法律の特定分野への進出計画と改正伝産法の活用
計画の双方の対象になることは、理論的にあり得
ると思ひます。

この場合において、両計画ともその承認事務は
都道府県が関与する建前になっておりますので、
都道府県においてそれぞれの法律の趣旨、目的を
勘案の上、所要の指導を行うことになると考えて
おります。都道府県がいずれも承認事務に関与す
ることになっておりますので、都道府県が指導を
行つていくと思ひます。

○古川太三郎君 その指導を行うというのは、重
なることによつて重複の適用はあるんですか、な
いんですか。

先ほどは、それは確かに目的とか政策が違つと
いう部分がありますよ、あるけれども、これはま
た重なる適用があるというお話でしょう。
○政府委員(南学政明君) 理論的に両方の対象に

なり得るとお話しいたしました。具体的に都道
府県においてどちらかのより適当なスキームに乗
るといふことで調整を行つていくものと考えてお
ります。

○古川太三郎君 この集積法というのは、確かに
後ろ向きじゃなくて前向きの政策だと、対策だ
と。こういうことは、ある意味で非常に新しい感
覚あるいは非常に前進した政策だと思つては思
うんですが、適用によつては非常にまた間
違ひが起きやすい。後ろ向きの対策ならば、それ
はやむを得ないだろうとか、先ほどの話にありま
したアカイカの問題とか、こういったことで、あ
るいは不況の問題とかいうような法律が変わるこ
とあるいは世界情勢が変わることによつて、本當
に気の毒だという業種あるいは地域、そういった
ものがあろうかと思ひます。円高とか円安とかと
いうことによつてもですね。不可抗力があればあ
るほどそれに充当することは、確かに公平の原則
に私はかなうものだと思うんですが、前向きであ
るだけに、これはある意味では不公平をつくつて
いくことにもなりかねない、それにいろいろの特
典を与えることによつてですね。本来ならば自由
競争の時代です。そういう意味から、その法律の
適用によつてどのような慎重な態度で考えておら
れるのか、そのことについてお聞きしたいと思ひ
ます。

○政府委員(桑原茂樹君) 御指摘のとおり、御
審議のいたされております法案は、従来の中小企業
施策と大分ニュアンスが違つ、地域のインシアチ
ブをより重視するような法案になっております。
したがつて、やり方等々についてもいろいろ新し
いところがあるわけでございまして。むしろ我々
としては、一番重要なのは、その地域の中小企業
のやる気の問題で、非常に数字的には難しいわけ
でございまして、そういうことを重視しなければ
これからの中小企業施策はうまくいかないとい
うことを考えまして、今回のような法律案を提出さ
せていただいたわけでございまして。

先生御指摘の、そういう新しい法案であるがゆ
えに従来になつたいろいろな難しい点もあるの
ではないかとおっしゃるの、まさにそのとおりか
と思つておりますけれども、我々としては、活
性の指針において具体的に検討すべき事項である
とか配慮すべき事項等々を決めさせていただきま
して、それに基づいて県がいろいろの事項を考
えてくるといういろいろな過程におきまして、そ
の実態であるとか、やる気の問題であるとか、ポ
テンシャルであるとか、実現可能性であるとか、
その他そういうことをいろいろ相談させていた
だきまして、御心配のような点がないように努力を
していくつもりでございまして。

○古川太三郎君 こういうのは、国が基本の指針
をつくる、そして県がその計画書をつくるとい
うようなことで、私が私がさせてほしいという部分
があればそれでいいんですが、そう食指も動か
ない、余りしたくないという業種もあるう
かと思ひます。こういったことで、それはやっぱ
り財政上の予算の枠がありますから、一応これだけ
だといふような数字も枠もその限定があるだけ
に、不公平が生じないような措置をとつていた
だきたいと思ひます。

いま一つ、国がそういう指導をされることは非
常に結構ですけれども、上からの押しつけと言
つてはなんですか、要するにお上が言うこと
だ、その指針に従つていけば間違いない、こうい
うような意識を助長するような傾向にならないと
も限らない。本来ならば、通産省の考え方から
ればこれは自己責任の原則、また自由主義であ
ればなおさらその原則を守つていかなければなら
ない。私は、一つ一つの企業が本當に血がにじみ
出るような努力をして、どうしても助けてほしい
というふうなものがあるときに救うのはやっぱり理
屈があると思つて、やりにくい、どうしよう
がない、こういうふうな上からだけの指導をや
つていく場合には過保護にならないか。

○古川太三郎君 国が基本の指針をつくる、そ
して県がその計画書をつくるというふうなことで、
私が私がさせてほしいという部分があればそれでい
いいんですが、そう食指も動かない、余りしたくない
という業種もあるうかと思ひます。こういったことで、
それはやっぱり財政上の予算の枠がありますから、一
応これだけだといふような数字も枠もその限定があ
るだけに、不公平が生じないような措置をとつて
いたしたいと思ひます。

いま一つは、そういった業種はだれが見てももうどうしようもないんだと、そのことによつて少々息づきができる、こういうことであれば、また護送船団方式みたいなみんなで行けば怖くないということ、その地域の人たちが嫌でもそこに入らざるを得なくなるような、そういう雰囲気をつくってしまうのではないか。そういうことを恐れるんですけれども、それについてどのようにお考えになりますか。

○政府委員(南学政明君) 市場経済の中で、企業の自由な発想を伸ばしていくということは基本的に極めて重要なことでございます。この法律は、集積の選定あるいは発展の方向につきまして、国が一律に定めるのではなくて、都道府県が集積の経済状況、地元のコンセンサスの形成状況等、地域の中小企業の現状等を踏まえまして活性化計画の中で設定していくということにして活性化計画がありまして、従来の法体系とは違うスキームをとっております。そして、この活性化計画は地域の中小企業者等のコンセンサスの上で設定される必要があると考へておりました。この点を活性化指針に明記していくつもりでございます。このように、この法案は、上からの押しつけというのではなくて、むしろ地方自治体あるいは中小企業の自主性を尊重するような体系、地域の自由な発想、創意工夫を尊重する体系になると私も考へておりました。

なお、法案第三条におきまして、「中小企業集積の活性化を図ることが特に必要であると認められること」ということが要件になっておりまして、あらゆる集積をこの対象にするつもりはございませんで、やはり工業出荷額等が低迷しておつて大変困難な事態に直面している、そういう集積に対してこの手を差し伸べていくということを考へていくわけでありませぬ。

○古川太三郎君 これは、私は調査したわけではございませんからわかりませんが、本来ならば、個別企業の戦略といひますかそういうことからすれば、余りにその地域が一緒になるということに

ついて嫌う企業がたくさんあると思うんです。しかし、地域的にそのようなものが指定されたという場合、これは村八分になるのが嫌だということなことで、それならば少々だけ手を挙げておこうと。そういう意味で、組合をつくるならつくるにしても、一〇〇％そこに努力するのではなくて自分の形式だけ出しておこうと。よくいけばよし、悪くいけば構わないよと。そういうことから、計画に参加するだけでこういう特典がもらえとか、あるいは余り真剣にならなくても集積という形でその地域が指定されてしまう、あるいはその業者が指定されてしまう、こういうことが起こり得るんじゃないか。本来ならばもともと企業戦略上自分自身のことでもやりたいんだという気持ちがありながら、ここに引きずられないかという危惧をするんですけれども、いかがですか。

○政府委員(桑原茂樹君) 県が活性化計画を作成する際には、先ほどの話にございませうように、その地域の中小企業者等の幅広いコンセンサスというものを重視して決めるわけにございませう。当然のことながら、その集積を形づくるといふ多くの中小企業者がぜひこういう方向で努力しようというところが確認される必要があると思います。これは本当に数多い中小企業者がそういう方向に向かって努力することが前提となつて活性化計画ができる。したがって、個々の中小企業者の進出計画につきましても、おざなりに出したということではなくて、本気になつてやろうという者が数多く出てくるということを私も前提としておるわけにございませぬ。

ただ、御心配のように、ごく一部、その進出計画はつくつても余り本気ではないという者が出てきたらどうするかというお話でございませぬけれども、進出計画につきましても都道府県知事が個別にチェックする、承認をする、こういう法体系になつておりました。その中小企業者からいろいろ事情を聞いたりますので、その過程で、今御指摘のあつたようなことは十分チェックができるのではないかと考へておりました。

また、関連いたしましたして、ある特定分野にその地域の集積がみんなで努力しようということになりまして、いや、自分はそういう方向ではなくて別の方向を実はねらつておるし、別の努力をしたいんだという人が出てくるかもしれないと思つておられます。本法案は、そういうものを排除するということでは全くなしでございませぬ、そういう違う方向で努力するということを考へている中小企業者に対しては、この集積法の体系ではございませぬけれども、そのほかの一般的な中小企業施策におきましてそういう方々も御支援申し上げる、こういうふうな考へ方であるわけにございませぬ。

○古川太三郎君 そうすれば、ある意味では一〇〇％そこに力を注ぐということになりまして、従来やつていた事業というのは閉鎖するということになりまして、事業転換法ですか、それとまた重なつてくるんですが、こういうふうな重複の適用はどうなるんでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 事業転換法の方は、旧来の事業をやめまして新しい事業に転換するというのがまさに目的になっております。この集積法の考へ方は、従来は従来を廃止するというのではなくて、従来は従来を従来としてそこにあります。そういう従来で培ってきた伝統ある技術であるとか、あるいはポテンシャルというものを活用いたしまして、それと関連のある新しい高付加価値を持ったような商品を開発する、あるいは従来はそういう伝統ある技術をさらに伸ばして新しい技術を開発するというようなことが趣旨になつてございまして、転換法のように、旧来の事業をやめましていふことが前提となつておるわけではございませぬ。

○古川太三郎君 そのあたりの人の心というのはなかなかわかりづらいものだと思うんですが、ましてや小さな地域に行きますとなおさらそういう葛藤があるのではないかと考へるので、そういう適用について慎重にしたい。

いまもう一つは、せっかくそのような集積をおやりになつても、これはみんなは成功するんだと思ひながらやるんでしようけれども、それがもし全体が失敗するようなことになると、これは非常に大きなダメージを受けると考へるんですが、そういったことの危険性を排除するには何か方法を考へていらつしやるのかどうか、それを聞きたいと思ひます。

○政府委員(桑原茂樹君) これは、最初に活性化計画をつくり出す際に、どういう方法でどういう手段でその実現を図ろうかという、その計画づくりの段階が一番重要ではないかというふうな思つておるわけにございませぬ。実現可能性のある計画というものがそこにあるということがポイントでございませぬ。

そのためにはどうしたらいいかということにございませぬ、もちろんその中小企業集積の個々の中小企業者の努力というものはあるわけにございませぬけれども、我々としては、必要な情報、技術の情報であるとかあるいは必要な動向であるとか、そういうような必要な情報を極力提供をする、またいろいろな指導をする、また法律上規定されておられますけれども支援機関というのがございませぬ。公設の試験研究機関であるとか、地場産業振興センターであるとかいろいろな機関がございませぬから、そういう専門的な知識のあるところが中小企業者に協力をいたしましていろいろな形で支援をする、それに対して困りも補助をするというふうな形で、いろいろな専門的な知識を有する者が中小企業集積の活性化に向けて実現可能な計画をつくることに努力するんだと、そういうふうな努力によりまして、我々としてはその計画が全く失敗してしまつたというふうなことは可能性がないようにあらゆる努力をしますので、また全く失敗するようないふことは我々はならないのではないかと考へる。そういう期待をしておるわけにございませぬ。

○古川太三郎君 成功することを祈りますけれども、やはり全部が成功するとは限らないものから、少し注意をしていただこうという趣旨から

申し上げたんです。

今度は、私が出ています福井県のごことで大変恐縮なんですけれども、繊維産業は大変盛んでござります。しかし、もうほとんどの企業が加工で、零細というよりもむしろもう本場に小さな小さな企業がたぐさんあるということだけは確かなんです。そういった企業は組合に入ることすらできない。組合費が高いからというので、なかなか入りづらい部分もあるんです。そういう意味から、その地域というのが非常に大きな範囲でないという条件を満たさないとか、あるいはスケールメリットが出てこないとかというふうなこともあろうかと思ふんです。あるいはまた、非常に小さい形でまとまるかもしれない。といいますと、一つの県で同じ業種が三つも四つも手を挙げてくるというふうなことになるかと、全体的に見ても、何も繊維だけじゃなくてほかにもそういうことがたくさんあると思います。

そういう場合に、四十七といえれば各県に割り当てられたんじゃないかと思つたりもするんですけども、先ほどの話ではそういうことでもなさそうですから、しかし一県に一つも割り当てないというふうなことも恐らくないだろうと思つたので、一つが割り当てられずとそれを県で、じゃ三つほどに分割してこの制度を利用しようというふうな声もあろうかと思つた。こういうときにはどのような対処をされるつもりですか。

○政府委員(桑原茂樹君) まず、組合にも入れないような零細な中小企業はどうなのか、こういう御質問が最初にあつたかと思つたけれども、御承知のとおり、この法律案は組合を対象としたものではなくて、あくまで一定の地域に存するところの一定の中小企業集積を対象にしたものでござります。したがって、組合に入れないか入れるかということは、それ自体は大きな問題ではない。ある一定の中小企業集積が指定されて活性化計画というものができると、組合に入らない個々の中小企業者も自分で進出計画というものをつくつていろいろな支援の対象になることができるというこ

とになるかというふうな思つております。

それから、そういう集積というのは小さいんだけれども数が多いから、数が多いときにはうまく対象になり得るのかどうかというお尋ねでござりますが、我々はいろんなケースが実は全国的にあるかと思つております。これは具体的に、福井県なら福井県が県下のいろんな中小企業の集積を見渡しまして、どこの集積を活性化するのが一番必要なか、あるいはどこの集積が一番熱心であつてインシアチブというのものもあるのか、あるいはどこの集積が最も実現可能性のある新しい技術開発であるとか新商品の開発ができるのか、こういう点をいろいろ勘案されて国に相談に来るといふふうな思つております。

そういう段階におきまして、今お尋ねのことでも踏まえまして、できるだけ多くの中小企業者が、しかもやる気のある中小企業者が本法案の対象になり得るように、我々は運用上努力をしていきたいというふうな思つております。

○古川太三郎君 その集積が、今の財政からの制約が知りませんが、法律では四十七というふうな形で始まるかと思ふんですが、それが五十になり六十というふうな数字になつた場合でもことしじゅうにやれるものかどうか、それが一つです。いま一つは、先ほど申しました、一つの県で三つか四つできてきたと、それはもうどれも順番を決められない、それならば県の枠として一つもらえと、それを分散して、例えば三つなら、財政的に国から援助されるのは二分の一だと、それを県で六分の一ずつ振り分けるというふうな形があるのかどうか、それをお聞きしたいと思つた。

○政府委員(桑原茂樹君) まず第一は、今年度の予算のこの活性化計画の策定の補助というものは確かに四十七地域を対象にござりますが、一つは、これは今年度ということではござりますが、また来年度は来年度の新しい予算というものが当然あるわけございまして、この法律が十年間という有効期間があるわけございますから、ことしの四十七だけであるという議論はなして

いのではないかとこの気もいたしてござりますし、もう一つは、四十七というものはあくまで予算上の積算でござりますので、いろんな工夫によりまして、現実にはいろんな地域がぜひ自分のところもという話があればいろんな工夫をしていきたいと思つた。

要すれば、ぜひ自分のところはそういうふうな活性化計画をつくりたいというところが数多く出てくれば、我々としてはそれなりに、おまえのところはだめだということになるべくないように、いろんな工夫をしていきたいというふうな思つております。

○古川太三郎君 財政面ではその枠内で確かに工夫ができると思ふんですが、その数が多くなればなるほど、上限の話をするけれども、税制面では非常に減収になるんじゃないか、こういう心配もあるわけなんで、得べかりし税が上がつてこないとか、こういう心配とは関係なく今のは分割ができるんですか、それをお聞きしたいと思つた。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案に関連するところの税制上のいろんな優遇措置というのが用意されているわけござります。従来のいろんな中小企業施策で大体講ずるところの税制上の措置もござりますし、この法律案に特別な優遇措置もござります。我々としては、この新しい集積活性化法案の運用に際しまして、必要かつ十分な税制上の特典であり、これが行き過ぎているというふうな判断はいたしてござりません。

税制上の減額、要するに収入が減つてしまふんじゃないかということについては、集積が全体として活性化すれば、要するに個々の中小企業者も大変利益も上がるといふことが大いに期待されておられますので、長い目で見ていただければむしろ収入はふえる方に行くのではないかと考えておるわけござります。

○古川太三郎君 しかし、今の論理でいきますと、従業員にたくさん給料を払えば税金は上がると、従業者がたくさん給料を払えば税金は上がるんです。その論理はちよつといただけに

ども、まあそれはそれでいいと思つた。地域外からの業者の参加というのは、これは可能なんです。要するに、集積ということは企業の集積だとは思つたけれども、しかし九州とそれから東京の業者ということでも九州で集積する、その適用があるのかどうか、そういうことをちよつとお伺いします。

○政府委員(桑原茂樹君) 地域外からの参加でござりますけれども、二つのケースが考えられます。一つは、全く外部にございましてその地域には全然何もないというふうな企業の場合です。この進出計画の対象にはならないと思つた。ただ、例えば本店は東京にある、その中小企業の集積のところは一定の事業所なり工場なりがあつて、それが継続的にその地域で営業しておるといふようなケースでござりますれば、それはその営業所なり工場として本法の対象となり得るといふふうな考えております。

○古川太三郎君 これは、過疎化対策として都市に集中している企業を若干過疎地に持つていく、それがそでまた一つの集積ができるなら恐らくいいんでしようけれども、それから新たな集積を呼びかけるというふうな場合にこの適用はあるのかどうか、ちよつとお伺いします。

○政府委員(桑原茂樹君) 本法は、既存の中小企業の集積を将来にわたつて活性化するということが目的でございまして、過疎のところは新しい中小企業を集積するというのには目的となつておりませんので、御指摘のようないふについては、この法律案で対処するのはなかなか難しいといふふうな思つております。

○古川太三郎君 話は変わりますが、投資育成会社に対する引き受けも非常に特典があります。中小企業というのは皆さん小さいものだと思つてはおりませんが、三百人以下であれば何億でも構わないというふうな特典にもなるかと思ふんですが、そういうことは大企業への投資に道を開くということにならないでしょうか。そこら辺の心配もあろうかと思ふんですが、ひとつお伺い

します。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案の中で投資育成株式会社の特例を設けておりまして、本来ならば投資育成株式会社は資本金一億以下の企業にしか投資できないということになっておりますけれども、この制限を取りまして、一億円以上でも投資してもいいよと、こういうことになっております。

これは、新しい中小企業集積で何か新しい商品を開発するとか新しい技術を開発するとかいうことになりましてかなりお金がかかるということも予想されますし、その地域の集積で核となつておりますような企業の中には資本金一億円を超えるような企業もあるのではないかと。現に、いろいろアンケート調査をやりまして、資本金一億円以上の企業もかなりあるというふうに見えておりますので、この一億円という制限を今回法律案の中で取つたわけでございます。

ただ、この取つたことによつて投資育成株式会社への投資が大企業に行くのではないかということ、我々は余り心配をいたしておりません。大企業のダミーとなつていろいろな中小企業者に投資育成株式会社が投資をするということは、現実問題としてないような運用にしたいと思つておりますけれども、投資育成株式会社が実際に投資をいたします際には、いろいろお話を聞いた上で投資をするわけでございますので、その過程におきまして御心配のようないないようになさせていただきたいと思います。

○古川太三郎君 こういふせつかくの集積をしなから力をつけていくという意味では、大企業からむしろ離れていく企業集積というものを私たちは夢を見るんですけれども、しかし現実を見ますと、今は非常に技術の高速化とかあるいは情報化が盛んでございます。そういう意味で、資本の集約化がもう非常に進んでいる。産地では、高度の技術が要求されているという形になってきている。そのことになりまして、あるメーカーがその集積し

た産地と結びまして、メーカーにむしる選ばれなければ活性化していけないという企業が多く出るのはないかと思つてます。そうならば、大企業の経営下に入つてしまつて、もう歯どめがからないうちになつてしまつて、結局は、集積したその地域は、大企業の下請化されてしまつていふような方向にならないとも限らない。その辺の心配をするものですから、そのあたりの歯どめほどのように考えておられるか、お聞かせいただきたい。

○政府委員(桑原茂樹君) 本法律案の目的とするところは、その地域における中小企業の集積を構成するところの中小企業のみならず、インフラ整備でやる気を出して、ぜひ自分たちはこういう方向で発展していきたいというところをまず見るわけでございます。それは大企業に命令されてそういう方向に行くことではなくて、自分たちのインフラ整備でやりたいということを中心としていくわけでございます。

現実問題としては、県等が活性化計画をつくります際に、当然その辺のところはチェックするようになつていきたいと思います。御心配の趣旨は我々も肝に銘じて、そういうことがないように気をつけていきたいというふうに考えております。

○古川太三郎君 もう二点ほどで終わりたいと思つていますが、財政とか税制とかあるいは金融、こういった面で非常に恩恵を受けることになるわけなんですけれども、せつかくそのような恩恵を与えながら企業を育成するんですから、そこに働く従業員の労働条件ぐらひは最低限守らせるような方法というのはいないものでしょうか。これは、やはり全国からの貴重な税金をここにつぎ込むんですから、企業というものはその目的としてそこで働く従業員の福祉向上も一つの目的であるかと思つてます。そういう趣旨から、そういう恩恵があれはばあるほど、従業員の大切さをしつかりとわかつた経営方針を貫かせるような最低条件というふうなものもをむしろこれから考えていかれた方がいいんではないかと思つてすけれども、そのあたり考え方はいかがですか。

○政府委員(南学政明君) この法律によりまして当該地域の集積が活性化していくということは、むしろ私も、そこにある仕事、魅力ある職場が形成されるということ、そこに働く人たちの福祉の向上にも寄与するんじゃないか、基本的にはこのように思つておるわけでありまして、沈滞する中小企業集積が活力ある集積に変わっていくということは、まさに従業員のためにもなるだろうと思つていくわけでありまして。

活性化計画をつくるに当たりまして、私ども幅広い関係者のコンセンサスが必要であるという認識を持ってまいりまして、それを国がつくる指針の中に明記することを考えております。その幅広いコンセンサスの形成という中にはいろいろな関係者がいふようかと思つてます。従業員もその一つでありましようし、そうした意味で、企業が中小企業集積の新しい進出計画をつくり、それを推進していくに当たつては、関係者のコンセンサスを得ながら進めていくということになるよう我々としても指導をしてまいりたいと思つております。

○古川太三郎君 最後に、大臣に一つだけお聞きして終わりたいと思つてます。

今、日本の技術を移転してほしいというのが、韓国とか台湾、そういったところからも非常に大きな声で言われております。この技術移転の要求されている現状と、集積化というのはいさやばり一つの技術を磨いていかなきゃならぬ部分が多いと私は思つてますが、それとの衝突があるか、本当はこれはもうよその国にむしる出していって方が貿易摩擦も起らないし、世界とともに繁栄できる日本の産業というところからかと思つてますが、こちらで摩擦が起きないかどうか、そのことだけを心配してまいりますので、この点についての御意見を伺ひたいと思つております。

上国の我が国に対する意欲は非常に大きいものがございます。したがって、これはむしろ摩擦解消に役立っていくものと、推進してまいりたいと思つております。

○井上計君 大臣も政府委員ももう大分慎重な御審議でお疲れのようでありまして、簡単にひとつ、もう法案については同僚議員からも詳細に朝から質疑が行われておりますし、私、実は検査で病院におりまして、これだけに今来たわけでありまして、詳しいことは省略して感じておりますことを意見として申し上げて、またお答えを若干いただきたいと思います。

二本の法案については、法案の名称も違いますが、目的も違うようでありまして、私は、最終的な目的は実は一緒だと思つてます。伝統産業についてもさらにきめ細かく、いわば地域の長い伝統を持つていける産業、この活性化によってその産業をさらにこれからもずっと継続していこうという目的、それから中小企業の集積化については、地域の中小企業を一つの方向に新しい分野への転換を含めながら活性化していこうということですが、大体似たようなものだ、こう思つてます。

そこで、率直に私の考え方を申し上げますと、我が国ぐらゐ中小企業に対する法律、それから制度等々が多く行き届いた国は先進国中ない、こう思つてます。これは、アメリカあるいはヨーロッパ、EC等と比べて、日本ぐらゐ中小企業政策、中小企業の法律がきめ細かく実施されている国はありませんが、私の長い経験から言うと口幅つたいようですが、私の経験からしてもそう思つてます。ところが、きめ細か過ぎて、また大変きめ粗くなつておるといふことも事実であろう、こう思つてます。

だから、通産省も中小企業庁もいろいろな面で随分ときめ細かくやつていただいておりますが、その実、新しい制度、新しい法律にはきめ細かくやつてもらひますけれども、そのために、古い五年、十年前にできた法律についてはどうもその点が少し忘れ去られておる。これは、通産省、中小企業

庁がというよりも、一般の中小企業団体やあるいは地方の、県のそれぞれ所管の原課等々がそのようになつておるといふ嫌いがあるんではなからうか、こんなふうなことを実は常に感じております。

そこで、具体的にお伺いしますけれども、伝統的工芸品産業の振興法については、十八年前前の法律ができました。京都の友禅だとかあるいは西陣だとか、こういうふうなその地域を代表する、またそれにかわるべきものがないというふうなものについては、この伝統産業の法律によつてかなり成果が上がつておるといふ面もありまうけれども、その他地域、地方によつてはそういうふうな業種があつたのかよくわからなかつたというのがたくさんあるわけですね。

事実、百七十幾つの指定の中には、例えて言うると、和紙なんかはたしか全国で七地域ですか、そんな和紙があつたのかと一般の人が知らないようなものが指定されておる。あるいは友禅にしても、京都、金沢、東京、名古屋と四カ所指定があるわけですね。それじゃ何が違つておるのかと言われると、専門家でもわからぬような状態ですね。それから仏壇にしても、仏壇は全国で十カ所ぐらいですか、確かに仏壇は宗派によつて長い伝統、歴史がありますから若干の違いはありますけれども、それでも地域で何とか仏壇、何とか仏壇と指定されておる。じゃどこが違うのか。そこで、指定された地域の業種は自分のところが指定されれば事足りるというふうなことで、いわば努力しなかつたと言つて怒られます、語弊がありますけれども、指定されたことでもういいんだというふうな業者、団体が多いですね。

そういうふうな指定された業者が、いわばいい意味での地域間の連絡をとりながらライバル意識を持つて、やはりお互いそこで伝統産業について持つておる伝統技術、そういうふうなものを交流するような、そういう制度がこの法律に欠けておるんではないかなということが実は私の感じておる一つです。これについて、原課としてはどん

なふうなお考えをお持ちかどうか。そこで十八年ぶりにこの法律を改正するという通産省の当然何かおありだろと思つておられますけれども、それについてどういふふうな、それがまず展開がどうであつたと思つておられますか、それが一つ。

それからいま一つは、昭和三十年代以降、中小企業政策の中心というか柱は、省力化であり合理化でありマスプロ化であり、要するに、できるだけ労働力を省いて、そして大量生産によるところのコスト吸収をやることによつての利益、こういうふうなものが一つ中小企業指導の、あるいは法律の中心、柱であつたわけですね。その中で、伝統産業というのは、労働集約型の産業はもうやつていけません、あるいはそういうふうな時代の流れについていけない企業はつぶれてもやむを得ませんといふ言ひませんが、事実上一般の空気が自然淘汰やむなしということできたわけですね。

それが、この際、さらに伝統産業を掘り起こしてどこのような方向に持つていこうかということについてこのこれからはつきりとした方針を伝統産業に従事する人たちに明示して、それらの人たちにやつぱり伝統産業に従事している夢と誇りとそれから経済的な安定というものを明示してやらないと、どのような法律をつくつても私は将来的には余り期待ができないのではないかという危惧を持つておるわけですね。これらについてひとつ局長なり大臣なりどうお答えいただけるか、思いつきのような意見になりましたから特別にこうとかといふふうな難しいお答えを願わなくて結構ですけれども、こんなふうな考え方を持つておるといふことで、あともう一つ伺ひますが、そこでまず第一問、ちよつと大臣にお尋ねをするということにいたします。

○国務大臣(渡部恒三君) 私、戦後の中小企業政策あるいはもろもろの政策、これを反省してみますと、確かに今井上先生おっしゃつたように、私ももかつて地方議会におりましたころ、新産業都市の指定で燃え上がったころがありまうけれども、あの当時は何か新産業都市の指定を受ければ

もうそれだけで何か自分たちの地域に夢があるよなことだつたんですが、農業政策とか建設省の政策であれば、これは公共事業をやつてもらえればそれで役立つわけでありまうけれども、産業政策の場合は、やはりその地域内に、あるいは産業組合とかあるいは地域の産業の皆さん方がまずみずからやる気を起こしていかなければこれは成功しない。

さつき三木先生の御質問のとき、おまえが自治大臣のときふると創生をやつたという御指摘がありましたけれども、まさに今回の中小企業集積法をお願いしておるものは、地域社会、自治体、それから地域の産業にやる気を起こしていただいて、みずから夢を描いていただいて、それを金融面あるいは財政面、税制面で私の方でお手伝いをしていただくと。

産法の問題にしてもそうですが、やはり私反省してみますと、十八年前、議員立法でこれが行われて、私どもの地域が伝統ある漆器産業ということで指定を受けたときなんか、何かこれで通産省から指定を受けたからそれでもうこの漆器業界は発展していくんだというふうな大変思い違いがあつたことを重々反省されますので、今回はいづれの法律にしても、まず地域の人たちにやる気を起こしてもらつてそれを我々がお手伝いする、こういう方向に進めていくことが成功する道だ、こんなふうな考え方をしております。

あと局長からお答えさせます。○政府委員(堤寛男君) 大臣の御答弁を補足させていただきます。先生おっしゃるやうに、和紙だけで九の産地がございます、仏壇は今数えてみましたら十六ございまして、それから友禅と名がつくだけで確かに四つございまして、これらは原点でつながつていけるやうなケースもございまして、まず協議会という形でそれぞれの分野で連絡網はできております。それから、わざを競うというやうな意味では、これは共通の展示会をやりましたり、その中で通産大臣賞ですとか局長賞を出す過程でそれぞれの

分野でのわざの磨き合いというのは行われておると思つております。それからもう一つ、機械化と伝統工芸品の手づくりのコンフリクトというのでしようか、問題がぶつかる点があるわけがございます。これは、確かにある時代に大量生産しかも大量消費というところで、安くないものをたくさんつくるといふ考え方があつたんですが、最近のどうも生産側の、供給側の考え方、やはりそれだけでは十分な付加価値がつけられないのではないかといいことで供給側にも反省がございまして、需要側には最近のゆとりと豊かさをある程度反映したこともございまして、単なる皆さんと同じものを使うというよりはやはり本物を志向するとか、あるいは皆さんと違つたものを使う、そういう文化的なものに対する志向というのでも出てきてまして、そういう面からこういう手づくりのものが見直されるということもあるのではなからうか。それも今回法律の改正の一つのきっかけではなかつたかと思つております。

それから、そういう産地の人たちに對する基本的な方向性を明示すべきであるということ、おっしゃるとおりでございます。今回の法律改正の中で今までなかつた基本指針というのをつくりましたのもそういう方向、特に産地の活性化ということが非常に重要であるということを示していきたいと思います。

○井上計君 そのとおりであらうと思つてますが、ぜひそのやうな方向に向かつて御努力をいただきたいと思つております。そこで提案であります、伝統産業だから專業でやつていけるというふうなことはなかなか難しいものがたくさんあるわけですね。これからのいゝろんな経済の変化等々があり、だから、兼業ならやつていけるが專業ではやつていけないというものがこれから出てくると思つておられます。ちよつと今思いつきですが例を引きますと、養蚕業なんかは、これは大臣の地元なんです、養蚕業はもう養蚕業というのには成り立たぬでしよう、しか

し兼業では成り立つていますよ。そのような業種はたくさんあるわけです。だから、現在伝統産業に指定されておるのは兼業をやっていますけれども、しかし、これからは兼業ならやっていますという伝統産業もあると思うんですね。そのようなもの指定を考へることも必要ではなからうかなというのがある。

それからもう一つは、例の文化財の場合には、国の指定だとか、それから県の指定だとか、市の指定だとか、ランクがありますよ。だから、この伝統産業も国一本の指定でなくて、そうすね、これはどういふふうな表現をすればいいでしょうか、ジュニアという言い方が悪いんですけども、というの、産業としてこれからずつと保存していかなくてもいい、しかし地域のあるいは民芸品、工芸品としては残していきたいというものがあつたと思うんです。特に山陰になんかありますよ。だからそういうふうなものを、準指定というのをおかしいけれども、文化財でも国があり県があり市の指定があるように、国の伝統産業でもAランク、Bランクというふうなそういうふうなものがあると、もつと何か気安く指定が受けられるというふうなこともあるのではないかなというのを、実は私、今まで二、三の伝統産業指定のことを相談に乗つてみてそんな感じがするんですが、局長、どうでしょう。

○政府委員(堤富男君) 大変示唆に富んだ御提案をいただきました。ありがとうございます。

現在の企業は確かに大変零細でございます。先ほども申し上げましたが、自分だけで一人でやっている企業が二〇%、家族だけでやっているのが四〇%、合わせましてそれで六〇%、大半がそういう企業でございます。したがって、現在でも兼業をやっているようなものがかなり多いのではないかと。一企業当たり二百五十万というの、どうもそれだけで生活の糧を得ているとは思えないような低い金額でございます。

今回特にその点を考えまして活用計画というのを入れさせていただきましたのは、従来はメー

カーが伝統工芸品をつくるということだけに着目した施策をしていたのでございますが、むしろ伝統工芸品を使い、あるいは伝統のわざを使つて何か現代風な新しい商品、例えばつむぎをガラスの中に挟んで非常にきれいなガラスとして売り出す、あるいは陶磁器をスピーカーとしてつくつて、非常に音のいいスピーカーで、しかもきれいな絵つけができるというふうなものをつくるということもあわせてやるのが結局産地全体の伝統工芸品の活性化につながるのではないかと。

しかも、そういう動きが若い青年部というところから幾つかの産地出てきておりますので、そういう動きもつかんで、農業との兼業というのをもちろんございしますが、同じ兼業でも自分のわざを生かした兼業というふうな形の活性化を図り、ただし、あくまでも伝統的なものは残していただくという大目的だけは変えずに、そういう伝統的なわざが今後日本人の財産として残ることを期待したのが活用計画でございます。

それから二番目、ジュニアという言葉をお使いになりましたが、現在一千ぐらいの産地がございまして、国が指定しているのが百七十四でございますが、そのほか約六百弱の県が指定しているのがございます。これが今先生のおっしゃるような意味でのジュニアというふうなものになつていゝるのではないかと。ただ、そのジュニアの下にもまた大事な小規模産地もございしますので、そういうそれぞれの業態に応じた施策を講じてまいりたいと思つております。

○井上計君 ありがとうございます。

もう一つ、特定中小企業集積の活性化でありますが、もちろんこれは法案についての審議はもう尽くされておりますから、大いにと進めていただきたい、こう思います。ただ、先ほど申し上げましたように、余りにもきめ細かい中小企業に対する法律、施策が我が国にはある。きめ細か過ぎて逆にきめ粗くなつておるといふふうな、そういう傾向もありませんので、今度のこの法律が制度上さらに屋上屋にならぬよう、十分なるひとつ

配慮とまた指導をお考えいただきたい、こう思います。

私は、こういうふうな指定が行われて、このよなものを進めていく中で何といつても一番大事なのは、いわば集約事業、その中でやるリーダーの問題だと思ふんですね。だから、戦後、中小企業に対するいろいろな施策、近代化から構造改善からいろいろ工場団地とか、ずつと見ていまして、うまくいったところは全部リーダーがよかつたということですよ。どんないい施策であり、どんないい計画であつても、リーダーがいなければ全部だめになつておると、こういうことでありますから、法律はこれからのいろいろな意味でリーダーを養成するためにどうするか、これがやっぱり最大の私は課題ではないか、こんなふうに思います。

しかし、中小企業者の中からみずからリーダーになつて云々というふうな人はそうたくさんはいません。したがつて、そういうふうな人を国がどのように発掘するか、いろいろな問題と関連しますけれども、これもぜひ法律を進め、いろいろな計画を進め、指導していく中で、ぜひともお考えをいただきたいというふうなことは要望して、私の質問を終わります。

○政府委員(南学政明君) 先生の御指摘は全くごもつともでありまして、商業集積の活性化、いろいろな町で、商店街で行われておりますが、これもリーダーが立派なところは立派な計画が進んでいゝるといふような美態にございまして、製造業の方でも全く同様だと思つております。したがって、今後中小企業事業団の大学校を活用したり、あるいは地域の支援センターにおいていろいろな人材の育成に努力をしてまいりたいと思つております。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようです。二案に対する質疑は結局したものと認めます。これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後四時三十四分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業制度の継続・改善に関する請願 (第一二四〇号)

一、中小企業の人材・後継者確保策の抜本強化に関する請願 (第一四〇七号)

第一二四〇号 平成四年四月七日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業制度の継続・改善に関する請願
請願者 石川県石川郡鶴来町日向町和一一 庄田信彦外二千二百七十六名
紹介議員 高崎 裕子君

第一二四〇号 平成四年四月七日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業制度の継続・改善に関する請願
請願者 石川県石川郡鶴来町日向町和一一 庄田信彦外二千二百七十六名
紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七六四号と同じである。

第一四〇七号 平成四年四月九日受理
 中小企業の人材・後継者確保策の抜本強化に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
 紹介議員 石原健太郎君

我が国の経済は飛躍的な発展を遂げてきたが、その主役となってきた中小企業は、最大の危機に直面している。取り分け、人材・後継者不足は極めて深刻であり、その対策が強く求められている。ついでに、起業家精神の源である中小企業の育成強化が日本経済の伸展に不可欠との視点に立ち、次の事項について実現を図らねたい。

- 一、中小企業の労働力確保に対する技術開発・職場環境・企業イメージ改善などに対する金融・税制上の優遇措置を抜本的に強化すること。
- 二、中小企業の労働時間短縮を促進するため、各種奨励策を強化すること。
- 三、取引条件改善指導や下請代金遅延等防止法の運用を強化すること。
- 四、企業に就職協定を遵守させるなど、中小企業に新卒者が集まるよう環境整備を進めること。

第四号中正誤

ペジ 段行 誤 正
 三 三から終わり 大臣が 大臣に
 二 二から終わり ような ように
 七 七から終わり

第五号中正誤

ペジ 段行 誤 正
 七 七から終わり というところ ということ
 二 二から終わり とと
 三 三から終わり 当たり あたり
 五 五から終わり

第六号中正誤

ペジ 段行 誤 正
 一 一から終わり 前田勲君 前田勲男君
 二 二から終わり 経済企画長官 経済企画庁長官
 三 三から終わり 労働省 労働者
 四 四から終わり 労働者
 三 三から終わり アセプリー アセンプリー
 二 二から終わり
 六 六から終わり 当然 当選

第七号中正誤

ペジ 段行 誤 正
 三 三から終わり 適性 適正
 七 七から終わり
 六 六から終わり
 一 一から終わり 適性化 適正化

第九部

商工委員会會議錄第八号

平成四年四月二十三日

【参議院】

平成四年五月八日印刷

平成四年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局